

第19回

新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会

日時：平成20年11月18日（火）

場所：東京国際センター（JICA東京）講堂

【学識経験者】

原科 幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
堀田 昌英(ご欠席)	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻准教授
松下 和夫	京都大学大学院地球環境学堂教授
吉田 恒昭	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授

【NGO】

木村 信夫(ご欠席)	ブリッジエーシアジャパン技術部長
清水 規子	国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ
高橋 清貴(ご欠席)	日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当
福田 健治	メコン・ウォッチ副代表理事

【産業界】

中 博一	社団法人 日本貿易会経済協力委員会副委員長（伊藤忠商事株式会社 機械貿易総括室長代行）
高梨 寿	社団法人 海外コンサルティング企業協会専務理事
千吉良 久暢	株式会社 三菱東京 UFJ 銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト環境室上席調査役
中山 隆	社団法人 海外建設協会常務理事

【政府関係者】

北村 俊博	外務省国際協力局政策課首席事務官
高見 博(ご欠席)	財務省国際局開発企画官
小林 香	環境省地球環境局環境協力室長
山浦 崇	経済産業省貿易経済協力局資金協力課企画係長

【事務局発言者】

天田 聖 JICA 企画部業務企画第二課課長
杉本 聡 JICA 審査部環境社会配慮審査第一課課長
渡辺 泰介 JICA 審査部次長

【事務局以外の JICA 発言者】

植嶋 卓巳 JICA 企画部次長
岡崎 克彦 JICA 審査部部长

午前 10 時 04 分 開会

開 会

○原科座長 おはようございます。定刻を若干過ぎまして、10名お集まりです。委員会のメンバーは16名ですから、10名で過半数は出席していただいていますので、そろそろスタートいたします。あと2～3名の方が追って御出席になります。

それでは、第19回の新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会を開会いたします。どうも朝早いところからありがとうございます。きょうも長丁場になりまして、これから午後2時まで予定しております。そんなことで、ちょっとお昼の休憩もとりますけれども、進めてまいります。

中間報告（案）を学識経験者のメンバーでまとめまして、皆さんにお示ししました。そして御意見をいただきました。お手元の資料にございますようにたくさんの御意見をいただいています、ちょっとこれはまた大変だなと思いました。整理していただいて、全部で19ページあります。あと、事務局からケアレスミスに対するチェック、これはそんなに多くはありませんけれども、そんなことでございます。できれば2回程度でこの議論を終わらせたいと思いますけれども、場合によっては、皆さんの御議論がいろいろあった場合はもう若干時間が必要かもしれないと考えます。

スケジュールを最初に申し上げます。今回が19回目、それから次回、第20回を21日に予定しております。これはもう既に御予定と思いますが、この2回の議論を踏まえま

して、改めてこの案を書き直したいと思います。大変丁寧に皆さん、見ていただいたおかげでケアレスミス等は随分これで減ると思います。私ども、それぞれ時間がかかり制約されている状況の中で作業してまいりましたので、どうしても集中的には作業できなかったこともありまして、ケアレスミスも幾つかあったと思います。

それから、我々はこの環境社会配慮のガイドラインをこれまでよりも水準の高いものにしたという考えでまいりまして、そういった目から見ておりますので、皆さんの意見のまとめ方に関してもそういったものが少し出てしまったかもしれません。しかしこれは皆さん共通の概念だと思いますので、その辺からの整理を改めてしておかないといけないと思います。

それから、この委員会の進め方は、論点の議論というのは10回ちょっと行いました。最初の数回は委員会の構成とかいうことをごさいました。それからいろいろなこれまでの調査の結果を示していただきましたので、論点自体を議論したのは11～12回だったと思いますけれども、その中で、どうしてもいろいろな意見をいただきたいということで、たくさんそういう意見をお出し願ひ、後の方でまとめていくというような段取りでまいりました。ただ、いかんせん、これだけたくさんの論点がありますと10回程度ではまとめ切れません。本来はこの委員会自体のスタートが半年以上早ければ、十分通常のプロセスでいけたのですけれども、今回そういった厳しい状況の中でやってまいりましたので、皆さんにも集中的な議論をお願いして、とにかく最大限努力していただいてここまで来ました。後半の方ではある程度まとめてまいりましたけれども、どうしてもまとめ切れないものもありましたので、そういったものに関する記述の部分もきちんとやらなければいけないということだと思います。そんなことでちょっと作業が大変ですが、進めていきたいと思っています。

なお、私は先週、カナダのカルガリーから帰りました。カルガリーでは、私が会長を務めております国際影響評価学会、IAIAの会議がありまして、そのテーマがcumulative environment effect、つまり「累積的な環境影響」、これに対する議論でした。

この会議は全世界から350名ほどが集まりました。なかなか盛況でした。ところがその中心は欧米のメンバーで、アジアは少なかったのです。日本からの参加者は会長の私だけです。あと韓国と中国が若干で、アジアが非常に少なく欧米が多かったということで、そういうことを見ますと、こういった問題に対する関心はまだまだ我々は低いのかなとい

う感じを持ちました。これはちょっと困ったなという感じがあります。

cumulative environment effect というのは、我々がよく知っている論文、もう40年も前の論文ですけれども、『サイエンス』に掲載されましたギャレット・ハーディンの「The Tragedy of the Commons」、この議論、まさにそれが今出ているのです。つまり、The Tragedy of the Commons というのは、個々の個人の行動は環境影響が少ないけれども、それが累積されると結果として大変なことが起こる。tragedy ですから悲劇が起こるのです。今我々が直面しているクライメット・チェンジはまさにそれです。40年前にハーディンが警告したことに今我々は直面しているわけです。そういうものを阻止するにはやはり予防措置なのです。ですから環境社会配慮というのは大変重要な役割があるだろうと思います。そういう意味でも、我々、特にこのODAの世界、日本国内よりもむしろ世界へ展開していくわけですから、地球規模で考えますと環境社会配慮をきちんとやっていくということは大変重要な使命があるのだと改めて痛感しました。

カナダでの、そういった会議の場から帰ってきたばかりなものですから、これは余計強く感じられます。帰国してこの意見をいただいて、いっぱいあったので、これは大変だと。20ページ近くありますのでね。また身を引き締めております。

議 題

(1) 中間報告(案)について

○原科座長 それでは、順番に参ります。やりやすいところから参りたいと思いますが、この2枚とじたものがございます。19-1-3という資料です。「中間報告における記載内容確認及び修正案について」ということで、これは事務局でまとめていただきました。この間、事務局の方に大変御努力いただいて、資料をしっかりと用意していただきました。これを私は事前に拝見しておまして、これは先ほど申し上げたように制約された時間の中で作業してきたこともあるということでケアレスミスも結構ございましたので、おおむねこのとおり直したいと思いますが、1~2カ所議論が必要なところがあると思いますので、申し上げます。また皆さんの中でも何かお気づきの点がございましたら、この場で御指摘いただきたいと思います。

1つはこの資料の1ページ目で、3段目の6ページ9行目というところ。記載内容は、お手元に報告(案)もありますので、これを見ながらいきましょう。「組織の行う

全ての業務を対象とするという考え方を継承する」ということで、これは赤を入れまして、「原則として」という言葉を入れておりますので、修正案に書かれたような趣旨のことはこれで対応できたと思うのですが、この修正案では、「現行 JICA ガイドラインは、開発調査、無償資金協力の事前の調査、及び技術協力プロジェクトを対象としています」。事実としてはそうなのですが、これは委員会としての報告でございますので、考え方を示すということでは「原則として」という言葉で私はいいのだと思って、そのように赤を入れました。つまり「組織の行う全ての業務のうち環境に対して著しい影響を与えるおそれのあるもの」、それが普通のアセスメントの感覚ですね。「原則として」というのはそういうことなのですが、今行っているものだけだと逆にこれからのことを考えるには限定し過ぎだと思いましたので、「原則として」と入れるか、あるいは「全ての事業のうち環境に対して著しい影響を与えるおそれのあるもの」、そんな表現にしたらいいかと思いましたが、そんなぐあいでもよろしいでしょうか。

これにかかわりまして、同じようなことがほかにもあります。次の 2 ページ目の 4 番目の段落、15 ページ 9 行目も同じような表現になっていますけれども、これもあわせてそのような表現にしたいと思えます。「従来どおり、その事業の全てをガイドラインの対象とする」、これはちょっと書き方がよろしくないと思えますので、前のに合わせます。「原則として」ということを入れる。それが 1 点でございます。

2 つ目は今のページの下の方の段落、22 ページ下から 2 行目というところです。「基本設計調査が実施されると、事実上本体事業の実施が確保されており、環境社会配慮上の問題は基本設計調査前に解決されることが前提」ということで、これは事実としてこういうことがあったということが書いてあるのですが、この表現は右の表現に変えた方がいいだろうという御提案でございます。「予備調査等を行った上で基本設計調査までいくと、実施するだろうと思われており」という表現の方がいいのではないかと御指摘です。ただ、これは前回の委員会の議論におきまして、「ことが前提」という認識が示されたという、事実としてそういうことだと思いますので、私はこの表現でいいと思いますが、ここでは事務局からこのような修正をしたらいかかという御提案をいただきました。私はこの文脈はこのままでよろしいかと思えますが、皆さん、何か御意見ございますでしょうか。

○福田委員 ただいまの座長御指摘の点については、私も原文のままでしていただきたいと思えます。「事実上本体事業の実施が確保」という文言は当時の JICA の委員会での

当時の富本次長の発言内容そのままなので、特段変更する必要はないだろうと思います。

それからもう1点、変更していただいたものの真ん中からですが、「基本設計調査の段階あるいは案件採択の前までに」というのはどういう趣旨で変更していただいたのかわかりませんが、これも原文どおりで問題ないと思います。

○原科座長 今のはどこですか。

○福田委員 同じ修正部分の真ん中から、「あるいは案件採択の前までに」という文言が挿入されているのですが、こういう議論が前回のJICAの改訂委員会の際にされたという記憶はないのですが、これはどういう趣旨で変更されたのでしょうか。

○原科座長 今のところですね。あわせてこれも直していただいて。気がつきませんでした。今の部分はいかがでしょう。やはり以前の事実に沿って書いておいた方がいいと思いますが。

○事務局（渡辺） これは単純に改訂委員会の議事録から引用してきたというだけでございます。

○原科座長 そうですか。それでは、もちろんもとに戻ったことで、今の福田委員のようなことでいいんじゃないですか。議論の中でやっていますが、ミスもありますから、むしろ書かれたもので確認したということでもよろしいと思います。では、これはもとのままにいたします。

以上、この2枚については比較的スムーズにいきましたけれども、あとの19ページが大変です。

どうぞ、フロアから。

○一般参加者（片山） E C F A会員企業に勤めます開発コンサルタントの片山と申します。

最初の6ページ9行目の、この改訂案に対して「原則として」と入れることでJICA全体の事業をカバーするという座長のお考えですけれども、旧JICAガイドラインでは円借款事業は含まれていなかった。今度は旧JBICの円借款事業も含まれるわけですし、これは大きな違いがあると思います。これは委員会でもっとしっかり議論していただいた方がよいのではないかなと思う次第です。

○原科座長 ありがとうございます。大変に重要な御指摘をいただきました。そのこともあわせた上でこの表現になっております。と申しますのは、JBICのガイドラインも、JBICの融資案件はすべて対象になるという考え方でつくっております。そういうこと

で両方そういう考え方なので、共通して「原則として」という表現にいたしました。既存のJICAだけではなくて、既存のJBICもそういう考え方でガイドラインをつくっていきまして、そのように明記されております。

どうぞ。

○北村委員 おはようございます。外務省の北村でございます。

今の同じところで、考え方そのものに対して異論があるわけではないのですが、前回も申し上げたとおり、ちょっと役人的に気持ち悪さが残るのは、JICA法の中にはJICAが実施する業務が列挙してあって、今回のガイドラインの対象となるのはそのうちの一部であるので、それを「原則として組織の行う全ての業務」と言われてしまうと、従来と大きく変わって専門家の受け入れや研修員の派遣、シニアボランティアといった業務まで含まれるようにも読み得るので、先ほど座長がおっしゃっていた対案の「全ての事業のうち環境に対して著しい影響を与える」云々というような形で少し書き下していただいた方が望ましいという気がします。

○原科座長 私もその辺は気になりまして、いろいろ考えました。ところが、アメリカの国家環境政策法、NEPAのもとでは、これは連邦政府のあらゆるアクションが対象になるのです。そういう考え方で行われています。しかしそれはスクリーニングがあって、例えば事前に明らかに影響がないものは除外リストに載っていきまして、それは外していいということです。考え方の大もとはずべてが対象なのです。それで絞っていくというアプローチなものですからね。そういう考え方は結構ほかの国のシステムもとっていますので、それでいきますと、「原則として」という表現でも今おっしゃったようなことは大体回避できると思います。つまり、今おっしゃったような明らかに対象外になるものは除外リストをつくってしまえばいいわけです。ですから、考え方としては原則として対象なのだけども、中身は北村委員がおっしゃったように明らかに影響の少ないものは外すということになるかと思えます。そういうことで、考え方としては原則として対象だという意味でこれは書きました。ただ、今のような御懸念もあると思ひまして、この文章に関しては若干工夫をします。今おっしゃったことも反映できるような表現にしたいと思ひます。そんなことでよろしいでしょうか。

どうぞ。

○高梨委員 私も、北村委員がおっしゃったようなことを少し加味していただいて、何でもかんでもというよりは、やはり環境に影響のある……

○原科座長 誤解のないようにします。

○高梨委員 きっと同じような質問がガイドラインのドラフティングでも出てくるかと思っています。

○原科座長 ただ、今のガイドラインをつくる時もそういう考え方のもとにやってきまして、すべての事業を整理した後に3つのスキームになって、3つのスキームというのは、今、北村委員がおっしゃったように著しい影響のおそれのあるものが3つだろうと。ですから、それ以外にも、ひょっとして影響があったらまたピックアップすることを考えなければいけないというので、原則としてはそれ以外も場合によっては対象にし得るという考え方なのです。今回のガイドラインをつくったときの議論も。そういう意味では大もとは原則としてすべてが対象になったはずだったのです。ただでも実際は影響が少ないものは当然対象外になりますから、一番最初のスクリーニングで外れるわけです。考え方としてはそういうものだと思ってこう書いたのですけれども、ただ、こういう表現だとそういう考え方がうまく伝わらないかもしれませんから、表現は工夫をします。「環境に対して著しい影響の生じるおそれのあるもの」とか、そういうことをうまく入れるような工夫をしたいと思っています。

そんなことでよろしいでしょうか。

北村委員、いかがでしょうか。今のようなことで対応いたします。

それでは、そういうことで、19-1-3に関しては、2つの点、了解いただいたということでよろしいでしょうか。

吉田委員、どうぞ。

○吉田副座長 22ページの今の基本設計調査、これは「本体事業の実施が確保されており」と入れてしまうと、ほとんどそうだとは思うのですけれども、援助を受ける側がこの条項をリファーして、基本設計をやっているときに100パーセント本体事業もやられると信じて来たら、まだ公約していないのに日本が困ってしまうのではないかと。

○原科座長 この文章は「との認識」に続くのです。

○吉田副座長 後に続くのね。認識ね。なるほど。

○原科座長 そこで終わらないのです。「との認識」なのです。表現は注意しないとだめですね。では、この辺も少し表現を工夫します。こういう認識があるということなのです。委員会において以下の認識が示されたと、そうやって書いた方がいいですね。この辺も少し丁寧に書くようにします。

○事務局（天田） 今回の御指摘の点でございますが、外務省無償課及びJICAからこの認識を示されたというところでございますので、先ほど渡辺の方から申しあげましたように、この右側のところが当時外務省無償課及びJICAから示させていただきました認識ということになってございます。

○原科座長 右側のは発言の文言そのままという意味ですか。

○事務局（天田） さようでございます。

○原科座長 そうですか。では、それはもう一回確認します。

今そういう御指摘がございましたので、これも再確認いたします。その上で手直しをさせていただきます。

ありがとうございました。

では、今度は大変な方です。たくさんありまして、19-1-2に参ります。「中間報告（案）に対する委員コメント」で、これはたくさんいただきました。これはコメントそのものも手元にいただきましたが、きょうの資料には入っていないですか。

○吉田副座長 原科先生、これに対して何か論点として今あれば一応確認を。ほかに何かあるか。

○原科座長 では、もう一回やりましょうか。

私は19-1-3はこれでよろしいかと思いましたが、このほかに何か御指摘の点がございましたらお願いいたします。あとは事務局の御提案のとおり直したいと思います。事務局によく見ていただいたので、大変ありがたく思います。よろしいでしょうか。——では、そのように修正いたします。またこれをフィードバックしますので、そのときお気づきになったらまた御指摘いただければと思います。この段階ではこういたします。

それでは、19-1-2に参ります。「中間報告書（案）に対する委員コメント」。このコメントは我々学識者4名以外の12名の方々をお願いしておりまして、NGO委員は2名からいただきました。産業界は4名全員からいただいております。大変熱心に御意見いただきました。行政からはきょう御出席のお三方からいただいております。ということで、全部で9名からいただきました。

全体を拝見しまして、やはりそれぞれの立場によってスタンスが違うので意見の出方も1つの傾向がありまして、そういう分析もしながら見たようなことになりますけれども、これまで随分議論を長くやっていただいた方はやはりそれなりに理解していただいて、そうでない場合には少し誤解もあるような印象を受けました。その辺も踏まえてきちんと直

していきたいと思います。

全部で19ページにまとめていただきました。たくさんのお意見をいただいたのを私は拝見した上でこれを見ましたので、これを整理するのは大変だったと思いますが、こういうようなことで用意していただきました。

最初の1ページから4ページになりますか、その辺までは一応この前議論して直したものを出しているから、この部分はそれほどたくさんのお意見はありません。ただ、4のところはたくさんございます。それから5、6も意見をいろいろいただきました。

順番に、まず1～3までを進めたいと思います。

どうぞ。何かございますか。

○清水委員 済みません。議論を始める前に2点ほど御相談というか、皆さんの御意見を伺いたいという点がございます。

まず1点目は、今回の中間報告書は、もともと中間報告書にも書いてございますけれども、17回の委員会までの議論をまとめたものということになっております。一方で今回の中間報告書のコメントに出てきたものの中には、これまでの議論を踏まえたものもあれば、むしろ踏まえていないとは言わないけれども、結論が出たと思ったけれども議論をもう一回しなくてはいけないという部分もございます。後者の場合、そもそも17回までの議論とは異なってくるので、そういう前提でお話をしていいのかどうか。もしもまた新たに議論をし直すということであれば、その17回という前提も変えなくてはいけないということと、恐らくこの2回では終わらないだろうなと思いますので、その点は恐らくこの委員会での皆さんの同意というものが必要なのだと思います。

もう1点につきましては、中間報告書の助言のまとめ方と申しますか、その点について委員の方から恐らく3つコメントが出ていたかと思います。1つ目は4ページの下から22つ目の四角の千吉良委員のところですね。このまとめ方に関してどのような形でまとめるかというところ。中間報告書の位置づけとも関係してきますけれども。それと19ページの一番最後の総論のところの中間報告書の位置づけとかというところがございます。この部分を先に話さないと、各論点について一体どのような形でこの中間報告書をまとめていくのかという議論ができないと思いますので、そちらの部分から先に始めていった方がよいのではないかと思います。

以上です。

○原科座長 ありがとうございます。どうでしょう。私もおっしゃるとおりだと思います。

最初の方をやれば今のことが含まれるかなと思ったので、早く終わりそうなのを先にやっ
てしまおうかと思ったのですけれども。

どうぞ、山浦委員。

○山浦委員 おはようございます。経済産業省から参りました山浦と申します。

今し方清水委員から御指摘のありました基本的な枠組みのあり方ということにつきましては、私もこれでどうかなというところであります。具体的には、資料19-1-2の19ページの最後の方になりますけれども、私は、この中間報告書のあり方といたしましては、むしろこれまでの17回の議論の中で各委員から出た御意見をまとめて中間報告書という形にするのが適当ではないかなと思っております。

○原科座長 ありがとうございます。

千吉良委員、どうぞ。

○千吉良委員 今私が出したところについても言及がございましたので、まず私の考え方から申し上げますと、要するにこの委員会というのは、当初廿枝さんからは、委員からいろいろな意見を出してもらって、それを参考にガイドラインをどうするか考えたいということで、この委員会の中で結論を1つに決めるのかどうかというところは明確ではなかったと思っています。なおかつ、この委員会は各委員と事務局で問答形式でずっと進められていて、事務局が言ったことに対してそのとおりでだと思っていた委員は多分同じことは繰り返して発言していないと思っています。自分もそうでした。そういうこともあって、冒頭に原科座長がおっしゃったとおり、時間がなくてまとめ切れなかったという部分もございましょうし、この中間報告書に書いてあること全部各委員が一致した見解なのかというのは、私も出ていて非常にわからないなと思っています。そういう意味で、新しい論点がたくさん出てきたというのも多分そういうことなのかなと思っておりますし、これはまだ中間報告で最終報告ではないので、現時点でこういう形であっても別にそれは特段おかしいことではないと思いますし、今後これを1つの見解に集約していくのかどうか、その場合どういったやり方をするのか、多数決というのがあるのかどうかわかりませんが、そういうことも含めて、もしあれでしたら、それは今後の課題ということにすればいいのではないかと思います。

○原科座長 今の御意見ですけれども、基本的にはできるだけまとめたいということでは進めてきたと思います。ただ、いろいろな意見がおりるので、簡単にまとまらない点もかなりあるだろうということでした。ですから、今回の中間報告（案）も、我々とし

では、ある程度これでよろしいですかと確認したものはもうまとまったと書きまして、そうではないものは両論併記みたいな場合もあります。そういうことで、今おっしゃったようなことでは全くまとめることをしないということではなかったと思います。そのために何度か確認はしてまいりました。それでないと委員会の意味がないですね。ただ意見を出し合うだけならパブリックコンサルテーションという格好になってしまいから。これは委員会ですから、まとめることが大事なので。それはぜひそのように皆さん御協力いただきたいと思います。ただ、いかんせん時間が足りなかったので、まとめ切れない部分が残ってしまったと思います。それは余り無理はできないので残しておこうということでございます。ただ、基本的には、これまでのガイドラインよりも水準の高いものをつくるということ、これはもう一致していると思います。これに異論はないでしょう、皆さん。そういうことでスタートしております。そういうことから言うと幾つかの点はかなり共通の合意が得られた部分があると思っております、書きまして。ただ、それは私たち学識者の立場で物を見ているので、我々の見方なので、それぞれのお立場に立つと違うかもしれない。その辺は十分しんしゃくしなくてはいけないので、おっしゃるように意見が出たものはそのように書きたいと思います。そんなことで、我々としてはできるだけまとめたと思います。

それから、今皆さんから御意見をいただいたように、これはあくまで17回の委員会の議論を踏まえて整理したいということで進めております。これは、まさにそういう考え方です。

そういうことで、この中にはわずか一月の間にとにかく時間の制約の中で作業したところがありますので、ケアレスミスもありまして、そういうものを1回整理しないと見えにくいところがありますので、その辺はもう一回きちんとやりたいと思います。

それから事務局との関係でございますが、これは私のチェアの仕方がまずかったと思います。事務局との問答形式でやるというのはパブリックコンサルテーションになります。これは有識者委員会ですから、やはり委員相互の議論ということで、途中から私は折に触れて「インプットいただいた」という言い方をしましたけれども、事務局からはあくまで情報提供でありまして、委員会での議論がベースでございます。それは皆さん、途中からそういうことを何度も申し上げたので御認識かと思いましたがけれども、今の千吉良委員からの御意見では問答形式だとおっしゃったので、そうではないということでもまいりました。このところはきちんとしておかないといけないと思います。あくまでもこの有識者委員

会というのは諮問を受ける立場ですから、それに対してきちんと議論した結果をまとめてお返しするというのが我々の役割だと考えております。その点はよろしいですか、皆さん。それも異論があるとなると困ってしまうのですけれども。そういうことなので、この中間報告をまとめたわけです。

どうぞ、北村委員。

○北村委員 外務省の北村でございます。

多分、今回の19ページにわたるコメントのうちのかなりの量は私の方から出させていたただいて、前回、前々回の会議のときにもまさに今の千吉良委員と同じような悩みというかコメントをさせていただいたと思うのですが、事務局の主張というものがインプットなのか意見なのか、途中段階まではそれが必ずしも明確ではなかった部分もあるかと思えます。そういう意味で、今回はとりあえず、私からは、全くの後出しコメントは個人的にならなかつても、事務局が主張していたことでサポートしていたものは新たにこの紙の中でもう一回提示させていただいたという状況にあります。したがって、その部分は発言していないので勘案しませんと言われてしまうとそれはそれで非常に困ってしまいますので、今後の指針の本文の議論のところでもう一回議論してもいいのであれば、そのようにさせていただきますし、これでそういう機会はなくなるのだということであると、そこも含めてもう一度議論させていただく必要があるかと思えます。

○原科座長 わかりました。千吉良委員がおっしゃった、そういうことは自明の、あるいは暗黙の承認だったので委員会の中では改めて議論しなかったかもしれないということですね。事務局からの情報提供に対して。委員の発言であれば委員会の議論になるけれども、事務局からのインプットですから、それに対してそのとおりで思うときに一々そうだとおっしゃなくても、それはもうみんなわかっていることだからというので特に議論に上らなかつたものもあるだろうということですね。それはおっしゃることはわかりますので、なるべくきちんと対応したいと思います。

そこで1つの方法は、事務局からの提案に関して、事務局からこういう情報提供があったと書いておくか、あるいは北村委員がおっしゃったようにこの次の段階でさらに議論するという2つの方法があると思いますが、どちらにいたしましょう。この段階で書いておくとなると、その作業をまたプラスしなければいけないのでちょっと大変になるのですが、次の段階で、つまりガイドラインの文言ができた段階でさらに今のことはバックして議論するというのでよければそのように進めますが、どちらがいいのでしょうか。

○高梨委員 記録で残すという意味では、事務局の意見をサマリーなりで入れておくと全体を見る人がわかりやすいのではないかという気がします。

それともう一点、さっき清水委員が、ある程度固まったとか、ある程度結論が出たというふうなおっしゃり方をされました。私もこれを全部見直したときに、これはあくまでもざっくりした方向性を示すというような感じで理解していたのですが、よく見ていくと、ここで結論的なものが出ていていいのなかと若干気になったところがあります。要するに、ここである程度決めると次のドラフティングでそれをそのまま書き出すというような作業を清水さんなんか期待していると、私たちが考えていたものが全部ここにあらわれているかというところで、やはりちょっとちゅうちょしたところがあったのです。ですから、必ずしもここで書かれたものがすぐさまガイドラインのドラフティングに行くかなと。

○原科座長 それは無理だと思います。

○高梨委員 ええ。そういうことを考えたものですから。

○原科座長 今回中間報告まとめて、おっしゃるとおりそれは無理だと思います。ですから、むしろガイドラインの案をつくる材料としていただいて、案の文言をかなり時間かけて検討しないといけないと思っております。

○高梨委員 そうですね。そういう面では、清水委員から、これでもう決まったもの、あるいはアグリーしたものについてまで再度というお話があったのですけれども、そこはある程度あってもやむを得ないところがあるのではないかと考えています。

○原科座長 たくさんの論点のうちの幾つかはアグリーした、幾つかはそうではない。そういうことだと思うのです。ですから、残りに関しては、今度文言を確認する段階はやはりやらなくてはいけないと思っております。

○高梨委員 そういう面では、できればまだまだ意見を出していきたいなというところで、我々コンサルタントの業界なんかで見直したときにそういう意見が大分ありましたので、それを適宜また発表していきたいと思えます。

そういうことで、先ほど清水委員がお話しされたことについて若干コメントさせていただきました。

○原科座長 最初の議論では提言という表現なんかもありましたけれども、私が中間報告がいいだろうと思ったのは、おっしゃるようなことで完全に全部はまとめられない、残るので、中間報告という表現になるかなと思ったのです。ある程度まとめれば、この段階で提言という格好にしておいてもよかったのですけれども、それはこの回数ではちょっと無

理だと思いましたが。そうしますと、作業の問題もありますので十分ではないかもしれませんが、なるべく北村委員がおっしゃったようなことにも対応できるように手を加えたいと思います。ただ、それを完全にやるとなるとちょっと時間が厳しい。私は27、28、29と、来週はソウルで日韓ワークショップ、アセスメントのワークショップがありまして、そこに行かなければいけないので。この紹介をします。韓国の方も新JICAにえらい注目してしまっていて、あちらでKOICAというのですが、紹介してくれというので行ってきます。そんなことで作業時間をそんなに取れないので十分は対応できませんが、そういった考え方は反映したいと思います。

どうぞ、福田委員。

○福田委員 今の議論で1点理解できなかった点があるのですが、この報告書の中に事務局の意見として何かを入れ込むという作業がどうして必要なのかというのが私にはよくわかりませんでした。例えば北村さんなりほかの委員の方々が何かしら内容についてコメントがあり、両論併記にさせていただきたいというような御希望をお持ちということであれば、それはその委員の意見として出させていただき両論併記にするということはもちろん構わないと思うのですが、それを超えて事務局の見解をこれにもう一回盛り込み直すというのは、委員会の報告ですからそもそも文書の性格に合わないお話ですし、それはそれでいずれガイドラインの案という形で、ガイドラインとしてはこういうものがない、そして中間報告書で書かれた点についてはこう考えるということは出てくると思うので、もちろん事務局の見解ということになれば、事務局としてはこう考えているというのは手を入れたくなるのもある、事務的に相当手間がかかる話になると思いますし、事務局の見解をもう一回まとめ直してこの報告書に入れ込むというのは筋が違うのかなと思います。

○原科座長 今の件はいかがでしょう。

私は事務局の意見を入れるとは言っておりません。インプットが何があったかを記録しておいたらいかがでしょうかと申し上げたので、そのようには言いませんでした。意見を入れるという考えは、おっしゃるとおり、福田委員の言ったとおりではありません。

どうぞ。

○千吉良委員 私も今の福田委員の意見に賛成で、今回これだけ多く出てきたというのは、事務局がインプットした中身が反映されていないので、ではここで言わなければと思って私も出した部分もありますし、他の委員もそのようにされているのではないかと考えていますので、あくまでも事務局の意見を載せるのではなく、委員の考え方を載せるというこ

とでよかろうかと思えます。

○原科座長 ということによろしいですか、福田委員。

○福田委員 はい。

○原科座長 皆さんもよろしいでしょうか。——それでは、そのようにいたします。

改めて総論のところを確認したいと思います。どっちが先がいいですかね。4ページはもうよろしいでしょうか。先ほどの千吉良委員の、これは今議論したということによろしいですかね。ちょっと確認します。15ページ1行目。4ページの下から2つ目の段でございます。「第4章の記載は委員から出された意見を全て反映している訳ではないこと、会場から出された意見も含まれること」云々というところでございます。「『委員や会場参加者から提案された考え方のうち主要なものを以下に示す。～』との記載が妥当であると考えます」という御提案ですが、今の議論では、そういう表現ではなくなると思いますが、17回の委員会でどんな議論がなされたか。意見がまとまったものはそういう表現にします。そうでないものはそうではないと書くということですね。それで記録をまとめるということにいたします。というところによろしいでしょうか。

千吉良委員、そんなことによろしいですか。

○千吉良委員 はい。

○原科座長 あと総論の部分でございます。19ページ、一番最後をごらんいただきたいと思えます。中間報告書(案)の基本的な位置づけでございます。これに関して、私、ちょっと書き方がまずかったと反省して、改訂するのはあくまでも新JICAですが、改訂のために助言するという位置づけということを明確に書き損なったので、それは直しますが、その上で申し上げます。

「「ガイドライン改定に当たっての論点に対する考え方」以降、ガイドラインのあり方を示す記述がいくつか見受けられるところ、むしろ現段階においてはこれまでの委員会の中で議論されてきた内容を具体的に記録し」、これは先ほど御意見いただいた部分ですね。よろしいですね。では、これもクリアできました。

小林委員からの御意見に参ります。「同報告書は事務局が今後ガイドライン文案を作成するうえでの大枠となるものであるため」、そのとおりですね。「以下の点が確保されることが重要」である。「環境省としては、可能な限り、早い段階から幅広い環境配慮を行うことが必要と認識」。そのとおりだと思います。ということでガイドラインを質の高いものにしたいと考える。これは皆さん一致しております。「事実誤認がある場合は修正」。

これもそのようにいたします。先ほどの最初の2枚のものもそのように対応いたします。

「上記の環境配慮を円滑かつ効率的に行うためには、実務を担う事務局による中間報告書へのコメントも委員コメントと同等に扱い、中間報告書に反映すべき」。これは今の議論で、意見ではないですね。インプットをとということですね。

○小林委員 そうですね。実務を行うのがJICAそのものでありますので、JICAが事業を行うに当たってどうなのか。いろいろな委員からいろいろなコメントが出るわけですが、それが実際に実現可能性があるのかとか、そういうインプットはそれなりに重要なものかなと思ったものですからこういうコメントをしたわけですが、今聞いていますと、事務局のインプットをこの報告書の中に入れるのは適切ではないというような御意見もありましたけれども、事務局からのインプットというものも何らかの形でわかるように……

○原科座長 全く入っていないわけではなく、入っています。例えば調査の結果も第2章に入れていますし、全く入っていないわけではないです。

○小林委員 私が出た回数は確かに少ないのですけれども、聞いていますと、事実誤認のところだけ、訂正のところだけ反映させるようにも聞こえたのですけれども、そうではなくて、JICAの実務からするとこのようになると思うというものもインプットとして扱われたものなのではないでしょうか。

○原科座長 その仕分けは議論の中で出てきたと思います。だからそれは皆さんの意見の中に反映されていると思いますけれども。

○小林委員 反映されていればいいと思うのですけれども。

○原科座長 それは意見の中でと思います。ただ、それも漏れた場合には次回の議論でまた議論ができますから、この段階では意見の中で出てきたものというぐあいに整理しておいた方が明確だと思います。

○吉田副座長 小林委員のお話では、全体としてガイドラインがこれから中間報告を経てどういう段取りで最後行きつくかという全体のフローチャートというのですか、全体のワークスケジュール、それをある程度このあたりで確認というか共有しておいた方がいいと思うのですね。というのは、今のお話は、私の理解では 中間報告というのはあくまでも委員会の助言であって、それを受けて事務局がガイドライン案を実際につくるわけですね。そのできた案を我々がまた議論する機会が当然あるわけですね。事務局の持っているさまざまな現場あるいは行政上での制約条件というものは最前線で彼らが一番よく知って

いるわけですから、それを勘案した形プラス我々の助言を十分検討してガイドラインをつくる。したがって、そこで出てきたガイドライン案を我々が議論することで、JICAも説明責任を全うできる。そこでの議論を経てですね。そういう構造になっていると私は理解しているのです。ですよ。そういうことであれば小林委員も納得されるのではないかと思うのですが。

○原科座長 よろしいですか。

○小林委員 はい。

○原科座長 どうもありがとうございます。

それでは、最後に、「委員会としてコンセンサスが確立している論点、委員会が言及していない論点についてはその旨記載。コンセンサスが確立していない論点については両論併記」。おっしゃるとおりだと思います。ちょっと不十分なところがあったかもしれませんが、これはそのように対応いたします。

それでは、この部分はよろしいでしょうか。——では、確認いただいたということで、そのような方針でさらに修正したいと思います。どうもありがとうございました。

基本的な考え方の整理ができましたので、もとへ戻ります。

1 ページに戻っていただいて、まず最初のところですね。審査諮問機関について。北村委員からの御意見です。原文は「JICA審査諮問機関については、新JICAにおいても従来どおりにその設置は合意されたが、今後の本委員会における議論において具体的な構成や機能についてはさらに検討する予定である」という記述に対しまして、北村委員から、「設置する方向で議論がなされたが」、「さらに検討した上で、最終的な判断がなされる予定である」と、こういうことではなかったかという御指摘でございますが、この件はいかがでしょうか。

北村委員、どうぞ。

○北村委員 外務省の北村でございます。

あえて補足をさせていただきますと、私を含めて少なくとも委員の側からこの審査諮問機関について設置が不要だという意見が明示的に出たことは全くないので、そこについて今チャレンジしているわけではないのですけれども、その際に、その運用のあり方、新しく円借款事業が加わることに伴って審査諮問機関が上手く機能するのかどうかということがかなり議論になったと私は受けとめております。ニュアンスの問題ですからほかの委員の方々がどうとられたかによりますけれども、審査諮問機関を設置するにはその辺も含

めて今後引き続きしっかりと議論しないといけないねというような取りまとめがなされたように記憶しておりますので、合意がなされたということを今の段階ですばっと言い切るのがあるのかどうか、そこは若干議論があるかと思ひまして、このようにコメントを出させていただきました。

○原科座長 趣旨はこういうことですね。今後の本委員会において議論して具体的な構成や機能についてさらに検討する。このことはいいのですね。ただ設置に対する合意がされたというところはちょっと微妙だということですか。

○北村委員 繰り返しですけれども、審査諮問機関を設置する際にはそのあり方も含めて一緒に議論しましょうというように取りまとめがなされたと理解していますので、そのあり方の詳細について中身がわからないまま「設置に合意した」ということだけを書くのがよいか。場合によっては、一番極端な意見ですけれども、そういうやり方だと回らないから、そもそも審査委員会の設置自体を問題にすべきではないかということまでポジションが変動し得る理論的な可能性はありますので。

○原科座長 いや、それは、私はないと思ひておりまして、ここに書いたのです。その違いですね。というのは、JICAには既に審査諮問機関はありまして、最低限その機能は維持されますから、設置は既定の事実だと思ひます。ただ、その機能を新たなところにどこまで広げるかということの議論が残っていると思ひます。だから、今あるものまで消してしまうことはないと思ひます。

○北村委員 そういう意味で、私もここで消せということを申し上げるつもりはありませんし、かつ最終的にこれを設置しなくていいと主張することも個人的には考えておりません。

○原科座長 だから、設置については合意があったけれども、中身はおっしゃるように、今後の委員会ですらに検討すると書いたのですけれど。つまり、設置の方向でと言うと設置しないことを含めてしまうので、これはおかしい話だと思ひますよ。

どうぞ、千吉良委員。

○千吉良委員 このところは、北村委員のおっしゃる意味は、要はアクティブにみんなが設置を合意したというようなものがあつたかということ、私はそれもなかつたと思ひていて、ただ設置を前提とした議論はあつた。

○原科座長 いや、それはおかしいですよ。今現にあるのですから。設置を合意しないというのは、逆に今あるものを廃止しようという議論は一切出ていませんよ。千吉良委員は

廃止の方がいいとおっしゃるのですか。

○千吉良委員 いや、そういうことではなくて、私も多分このときに発言したのですけれども、今の諮問委員会のやり方の問題点も含めて議論しましょうということを申し上げていて。

○原科座長 そうです。だから設置を前提で方法論を。

○千吉良委員 そうです。設置を前提で議論していたというのが正しい表現であって、設置が合意されたというのはやや不正確かなと私は思いました。

○原科座長 なるほど。前提と合意は一緒だと思いますけれども、では、「設置を前提で」にしましょうか。

○中山委員 私はこの表現でもいいと思うのです。原文どおりでいいと。ただ、ここについてはその後でかなり議論があるので、そちらの方がむしろ大事かなと思っております。

○原科座長 わかりました。では、ここら辺は我々学識者の中で少し議論します。

○松下委員 設置を前提として議論されたと認識しているのですが、この原案だと、よく見てみると、「設置は合意された」と言うと、有識者委員会は設置を決める場ではないので、表現としては少し注意してください。

○原科座長 設置を提案すると。全部が提案ですけれどね。では、この表現を少し考えますか。では、これは我々の方でもう一回検討します。ありがとうございます。

よろしいでしょうか、北村委員。そのようなことで少し表現を変えます。「設置を前提に議論した」と。

では、1番目はそのようなことでオーケーといたします。

2番目、「ガイドラインの改定を行うこととした」。これは助言です。このとおりでございます。直します。

3番目、「ガイドラインの対象は、現行の」、これはさっき申し上げたようなことから、大体このようなことで対応いたします。同じことですね。そうですね。「原則として組織の行う事業の全て」というのは、むしろ、影響の大きいものにみたいな表現がいいのではないかという御意見をいただきましたので、そのような方向で直します。よろしいでしょうか。

次のところ、「迅速化の観点を加える。ただし、環境社会配慮に万全を期すこと」。これは前回の議論を踏まえてこの表現に変えたのですが、中委員からさらに御意見をいただいています、産業界委員からの意見として以下を付記してもらいたいということでござ

いました。この文言はこれでいいということだと思いますけれども、付記として、「迅速性は企業の海外事業遂行上極めて重要な要素であり、数カ月単位の時間の経過があれば、その間に物価の上昇、労働力確保や資機材調達等の条件の変化により事業の遂行に重大な影響が及ぶこともあり得る。新ガイドラインの作成において、迅速化の観点は極めて重要である」。こういう意見を書いたものをいただいたということですね。このようなことでございますが、これはどういたしましょう。この部分に付記するのか、あるいは、「迅速化の観点」と書きましたけれども、ここに書くとちょっとくどいような感じもいたしますけれども。6ページ22行目。

どうぞ。

○福田委員 中さんがいらっしゃらないのでちょっと議論しにくいと思うのですが、2点コメントがあります。

1点は、この委員会で議論された迅速化というのは、まさに迅速にプロジェクトの便益を途上国で発現することで援助の効果を高めていこうという観点で議論されていたというのが私の認識でありまして、このような事業遂行上のリスクという観点が前面に出されて議論されたというのは私は覚えがないのです。特にここで書かれている内容はむしろ契約締結後に迅速に物事を進めなければならないという観点であって、必ずしもプロジェクトの準備の段階でこういった観点が非常に重要なのかというと、ちょっと違ってくるのかなという印象を持っているというのが1点です。

それから、中さんが結構多くの意見を付記していただきたいという形のコメントを出していらっしゃって、これはどうするのがいいのかなと。これはこれで、もしかしたら後ろに中さんからコメントという形でまとめた方が見やすいということもあり得るのかなと。これは表現上の問題なのでどちらでも構わないのですが、そういうことも思いました。

以上です。

○原科座長 この文章の構成でいくと、この6ページに入れるのはぐあいが悪いですね。ここだけ急に詳しく書くのは、どう扱うか。ただ、確かに余りこれを議論はしなかったですね。

どうぞ。

○高梨委員 場所はまた工夫することになると思いますけれども、福田委員がおっしゃったところはまさにそれが大事で、必ずしも契約から早くするだけでなく、準備段階でも迅速にして、経済開発だとか発展につながるようなものをできるだけ時間をかけずに即効

的にやるというのも迅速化の大きな意味の1つだと思うのですね。そういう意味で、従来そういう議論がここでされなかったというのは、ある意味で所与の前提といたしますか、みんなそれを共有しているのかなというところもあって、わざわざ迅速化の話を強調することが余りなかったのだと思いますけれども、これを読み直して非常に我々も危惧するのは、そういう観点がどこかで明示的に出ていないと、せっかくそういう日本の援助が彼らの役に立つというところの迅速に貢献するというところがちょっと弱いような感じを我々も持ったものですから。場所はどこかということは別ですけれども、先生のあれでは簡単に1行になっていたと思いますけれども、ぜひ迅速化の問題についてももしっかり記述していただきたいという希望はあります。

○原科座長 ほかにいかがでしょう。

○千吉良委員 私も迅速化については、今回新JICAとして体制を変える、川上から川下につなげるという大きな1つの目的になっているので、なぜここでガイドラインの改訂をやるかといったら、新JICAになるからという部分もあるので、そこは1つ忘れてはいけないポイント、もちろん反映させるべきポイントだと思います。それから、中委員の大分意見が多いのですけれども、中さんがいらっしゃらない中でこれをやっていくのもどうかなと思って、もし次回いらっしゃるのであれば、中委員のところは次回に回す方がいいのかなと思っていますが。

○事務局（杉本） 中委員はきょうは11時半ごろお越しになるということで御連絡をいただいています。

○原科座長 では、ちょっと後回しにしましょう。おっしゃるとおりですね。では、ここはスキップします。

では、次へ参りましょう。

2ページに参ります。これも中委員ですね。「現状より後退するものではない」までではないのか。これは違うと思いますね。後退するものではないというような消極的な話ではなくて、前進させるということだったと思いますけれども、このことに関していかがでしょうか。

○事務局（天田） 中委員のコメントは……。

○原科座長 これは基本的なこの委員会全体の合意ですからね。「現状より後退するものではない」というのではない。では、これは中委員が来られたらやりますか。

では、北村委員のところです。「公的支援という立場での配慮が必要」というところは、

むしろ「ODAであることを踏まえ」というぐあいに書いた方がいいのではないかということ。これはそうですね。そのようにいたしたいと思います。ODAであると。おっしゃるとおりだと思います。これはやります。

では、2. 2. 7 ページ1行目、全般。座長コメントのところですね。これは、私が2. 2にわざわざ書いたのは、後ろに回せばいいというものではないということを書いたかったので加えたのですけれども、これもちょっとやり過ぎた感じがしますので、反省しまして、参照コラムに戻します。これは産業界の方はそろっておっしゃったので戻します。北村委員からもそのようなことがありましたので、こういうことで対応いたします。よろしいでしょうか。

それから環境社会配慮の主体。これは高梨委員ですね。御説明いただけますか。

○高梨委員 私ども実務的な立場からすると、現実にはどういう国際条約等々があるのかということもまた考えていかなければいけなくて、これでやると本当に現場で国際条約の遵守というのをどこまで確定できるのかということで大分議論が出たところなのですね。さらっと遵守とあっても、果たして現場で短い時間の中で関連している国際条約その他を参照しながらしっかりそれが担保されて遵守されていますということを言えるかどうかということになると、やはり非常に我々にはためらいがあったのです。ですから、これもまたドラフティングの段階の問題になると思いますけれども、一応懸念としてこういうことを表明しておきたいということで述べさせていただきました。

○原科座長 どうぞ、福田委員。

○福田委員 ここは座長コメントのところですよ。座長コメントについては最終的な責任は委員会ではなくて座長が負うというのが私の理解でありまして、これは私の意見、あるいは委員間で何か合意した意見ではないという理解なので、もしよろしければ、もちろんこれはコメントしていただいた部分は座長の方で検討していただいてまたリバイズすることになるのかなとは思いますが、報告書の本文、委員会として議論しなければならない部分を先に議論して、これは時間が残ったら議論すればいいのかなと思っておりまして、この7ページから10ページまでの議論は後回しにしてはいかがでしょうか。

○高梨委員 私がここへコメントしたのは、しっかり本文に入ってしまったものですから、それで。

○福田委員 そういうことでコメントされたのだなと想像したのですけれども。

○原科座長 ちょっとやり過ぎて、反省しております。では、これは全部後回しにして直

します。ただ、中身は前の検討委員会の提言ベースですから、そんなにそれを逸脱しておりません。だから私個人の単なる書きかえとか、あるいは副座長も一緒に委員会のメンバーでしたからね、我々学識者の勝手な議論ではないということは御認識いただいていると思います。5年前の提言に入っている文書が基本でございまして、それを少しいじったぐらいでございます。ですから、この考え方を改めて確認していただきたいと思って書いておきました。では、これは困みにしますので、これ以上議論しないで。ただ、きょうください御意見は大変に貴重でございますので、それを十分勘案して必要な修正はしたいと思います。そんなことでよろしいでしょうか。福田委員、よろしいですか。

○福田委員 はい。

○原科座長 では、4に参ります。

○福田委員 いや、3のコメントがあります。4ページの真ん中から、3. 1. 2のコメントというのがあるので、そこからだと思います。

○原科座長 失礼しました。3. 1. 2です。12ページの12行目。「より慎重かつきめ細やかな配慮がなされるようになったこと」、これはケアレスミスですね。「が」が抜けていたと。これはそのようにいたします。ありがとうございます。

2つ目、3. 3「協力準備調査」、これは14ページの23行目です。これはちょっと認識の間違いだったかもしれないので、「「事前調査」は引き続き必要で廃止はされない」ということで、これはさっきのように、事務局で直してくれましたので、御説明いただけますか。御担当の方、お願いいたします。

○JICA（植嶋）事務局から提出している19-1-3の1枚目の14ページ下から11行目と同じ箇所を指していまして、「従来、開発調査で一律実施されていた事前調査は行わない」と記述することが正確な表現かなと考えております。

○原科座長 ということで、事務局が直してくれましたので、そのように修正いたします。そういうことでよろしいでしょうか。——では、この件もオーケーということにいたします。

それでは4番に参ります。「ガイドライン改定に当たっての論点に対する考え方」。4ページの下から2つ目の段です。まず全般。これは先ほどやりましたね。では、これはいいですね。

一番下、「の改定を行うものとする」。これも助言ということで直します。これもさっき対応すると申しました。これもよろしいですね。

5 ページに参ります。15 ページ9 行目。これも先ほど対応することを決めました。これもよろしいですね。あのように対応いたします。

15 ページ11 行目。「スキーム全てについて、案件形成、案件審査および案件実施の各段階を適用対象とする」という表現に対して中委員から御意見をいただいています。これは、後に回しましょうか。北村委員からもいただきましたけれども、あわせてということとで後に回します。

次に参ります。15 ページ13 行目。「新しい枠組みである協力準備調査も、改定ガイドラインの対象とする」。これに対して、これも中委員です。では後回し。中委員はずっと多いですね。

一番下です。北村委員からの御意見。15 ページ16 行目に参ります。「また、新 JICA が作成する国別実施方針についても環境社会配慮が必要なので、新 JICA による当該国への支援における環境社会配慮に関する課題・留意事項を明らかにするなど、改定ガイドラインの適用対象とすることを検討すべきと考える」と書きましたが、これに対して北村委員から削除せよということがございます。では、ちょっと御説明いただけますか。

○北村委員 外務省の北村でございます。

国別実施方針というものの自体をまだ新 JICA でつくっているところですので、その中身が固まっていないというのが1 つ形式的な理由でございます。

その上で、ちょっと論点が大きくなってしまいますのだけれども、そもそもこのガイドラインの適用対象が何なのか、「適用対象とする」という言葉が意味するところが個人的にはいまだにきちんと理解できていない部分があります。当然いろいろな段階で環境社会配慮自体が必要だと思うのですが、例えばこの国別実施方針を環境配慮ガイドライン上どのようにカバーするのかしないのかということについてここで十分には議論がなされていないと理解しておりますので、そういう意味で、この「べきと考える」という方向性を出したところ、そこまではまだ行っていないのではないかという理由で削除のコメントを出させていただいております。

○原科座長 ということは、削除しない場合でも、「検討すべきと考える」という表現は適切ではないということと理解してよろしいですか。こういう議論があったことは確かですね。「検討すべきと考える」というところまではまとまっていないと。こういう議論があったということは事実として書いてもいいかもしれないですね。

いかがでしょうか。ほかに御意見ございますでしょうか。「検討すべきと考える」はちょっと書き過ぎだということでございますが。「という意見があった」という表現にしましょうか。

○福田委員 確かにこの点は、一体適用対象とすることができるのか、あるいは中身として何が可能なのかということについては十分議論されていなかったというのはそうなのですが、引き続きこの点について議論が必要だというニュアンスで、できれば残していただきたいなと思っております、例えば「適用対象とするか否か、ガイドラインの規定内容につき引き続き検討が必要である」とか、そういった今後も議論していきましょうという形の文言に直していただくということでいかがでしょうか。

○原科座長 それでは、今のような表現で、「適用対象とすることを引き続き検討が必要である」と。「議論する必要がある」にしましょうか。そんな表現でいかがでしょうか。

北村委員、そんなことならよろしいですか。「引き続き議論する」ということで。

○北村委員 福田委員がおっしゃったのは、「適用対象とするか否か、引き続き議論が必要である」という案では・・・。

○原科座長 「するか否か」か。

○福田委員 はい。「するか否か」。それで構わないですが、「する場合の規定内容については引き続き議論——議論でも検討でもいいのですが——が必要である」というのが私の提案です。

○原科座長 では、今の文章の「改定ガイドラインの適用対象とするか否か、またする場合にはその内容等について引き続き議論する必要がある」、そういう表現でよろしいですか。

○北村委員 はい。

○原科座長 では、そういたします。

では、この部分はオーケーということにします。

千吉良委員、どうぞ。

○千吉良委員 この適用対象というのは、冒頭にやった適用対象の話と少しコンフューズしているのですけれども、原則としてすべての事業が対象というのがある中で、ここについてあえて書く意味というのはどういうことなのかなというのがよくわからないのですけれども。

○原科座長 これは国別、今のように対象にするかしないかということがあったので、つ

まり適用対象の中で除外リストということで、これは明らかに対象にしなくていいというものは除外してしまいますからね。考え方としてはすべてなのです。

○千吉良委員 要するに、これを除外リストに入れるかどうかの議論だということですね。

○原科座長 除外リストになることもあり得ると私は思います。

○千吉良委員 わかりました。

○原科座長 でも、福田委員はそんなことはないとおっしゃっているのです。私がそう思っているだけで。

○福田委員 済みません。これは最初のころに議論した覚えがあるのですが、スキームの種類としてどこまでのスキームがガイドラインの適用対象になるかということと、JICAの事業の流れを考えたときにどこまで上にさかのぼってガイドラインで規定を設けることが適当なのかどうかという議論があったと思うのですね。1つはローリングプランはどうしましょうという話があって、それは最終的には外務省の文書なのでということで、このガイドラインでは規定しないということで整理されたかと思うのですが、一方で、JICAが今後国別に援助方針を文書としてまとめていくということが示されたので、例えばアジア開発銀行なんかは今やっていますけれども、そういうものの中でその国の環境プロファイル的なものをつくって、どのような環境社会配慮が必要か、あるいは環境支援が必要かということその段階で考えていくということも1つあり方としてはあり得るのではないかという提案があって、多分このような言い方に多分議論をまとめていただいたということだと思います。そういう意味では、確かに原則すべてをとという言い方とどう整合するのかと言われると私もよくわからないのですが、いわゆる事業とまたちょっと違うと思うのですね。国別の方針をJICAとしてつくっていくというのは、JICAの事業というのが何なのかということも絡んできて、表現としてはやや適切でないのかなという印象は私も持っています。

○原科座長 「また」としたら、上の部分はもう決まったと。これは対象範囲の外の範囲として今みたいな議論があったので、ここを分けて書いた方がいいかなという、そんな感じですね。今おっしゃったのと似たような感じで「また」に分けました。つまり結論がまだ出てなかったと思いましたので、検討するべきだと。だから、引き続き議論というような意味ですね。だけど、議論をどうするか、これは両方ありましたよね。

高梨委員、どうぞ。

○高梨委員 できれば事務局のインプットが欲しいところなのですが、要するに国

別援助方針というのはJICAの中のインターナルドキュメントだと思うのですが、それを今福田委員がおっしゃったように対象としたときに、具体的にそれをどう検討といいますか、なるのかなというのがよく見えないのです。JICAの職員はこういうガイドラインを踏まえて日常業務をするという形で、その一環として実施方針も反映させるということはJICAさんの中での作業だろうと思うのですが、それを対象にしたときに、では審査会なんかは対象になるのか、要するにイメージがよくわからないものですから、その辺をはっきりしていただいた方が。「引き続き検討する」と言っても、最終的にそれをどう落としていくかが見えないのですけれども。この前、ローリングプランは公開という話が若干あったですね。ですから、ガイドラインの適用というよりは、我々、公開していただくと非常に早く情報がつかめるなということでお話ししたのですけれども。

○原科座長 これはそれぞれ扱い方が違ってきますよね。

どうぞ。

○福田委員 例えば世界銀行だとかアジア開発銀行なんかではこういうことをやっているのですね。国別援助計画をつくる際に、当該国の環境分野でどのような懸念があり、支援の際にどのような注意をしたらいいかということを検討するというをやっているのですが、それはまた1つ別の議論になってしまうので、今後議論が必要であるということではおさめていただければと思うのですけれども、それはいずれ機会を見てここで議論するということになるのかなと思います。

○原科座長 では、それも含めて、「対象とするか否か、また対象とする場合はその内容について引き続き議論する必要がある」という表現でまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

○北村委員 済みません、議論を長引かせてしまって恐縮なのですが、あえて問題意識を申し上げれば、この過去17回の議論の中でよく座長から、SEAが大事だ、世界の潮流だというようなお話をいただく中で、今の日本政府のODA政策の体系としては、一番上にODA大綱があって、中期目標があって、国別援助計画があって、それらの中で今回JICAで新しく国別実施方針をつくるということになっているのですが、このガイドラインの対象とするという場合にどこまでどうさかのぼるべき話なのかということについてはまだ全く議論もコンセンサスもない状況だと理解しています。ODAの川上のところはいろいろところでパブリックコンサルテーション等を別途やっていますので、こういうガイドラインの世界の中でこの国別実施方針も含めてどういう形で適用すべきなのか

否かということはまだ今後の議論だと理解しているので、こういうコメントを出させていたいただいたところでは。

○原科座長 私も北村委員のおっしゃったとおりだと思いますので、今申し上げたような文章に変えます。よろしいでしょうか。これはこれから大変重要なところですよ。でも十分議論が必要だと思います。

次は6ページに参ります。「緊急時の対応」です。北村委員からの御意見です。「有償資金協力及び無償資金協力の案件は、緊急時の対応の対象外であることを明確にすること」、こういった合意ができたとは私は認識しましてこう書きましたけれども、そうではないと。「こうした問題提起があったことは承知しているが、コンセンサスが形成されたわけではないと理解。そもそもが緊急時という例外的な状況についての規定であり、例外を想定しないGLは現実的か」。確かにそうかもしれないですね。ということで、これはいかがなものかという御意見をいただきました。この点はいかがでしょう。私の認識が間違っていたかもしれません。

どうぞ、福田委員。

○福田委員 この点については、まさにこの委員会での議論になかった論点であるのかなと思っています。

○原科座長 なかった。

○福田委員 ええ。特に有償、無償については過去このような事例があったわけでもないということも事務局から御紹介いただいて、多分このような表現になったのかなと思います。それで、今からひっくり返すということだと、どういうことがあり得るのかとか、あるいはそういうものにカテゴリAが含まれる可能性があるのかとか、そういったことを改めて議論しないと、一たんこういう方向で議論がされているので、この文句を変えるということにはならないのかなと私は思っています。

○原科座長 中山委員、どうぞ。

○中山委員 これは私が補足説明みたいなものをしたと思うのですが、中国の土砂ダムですとか、天然ダムができてしまったときに、逆に下流の環境を守るためにそういうものが要ということが考えられるというような例を紹介したと思うのです。中越地震のときもわかり。だから、余り決めつけてしまうと困るということで、北村委員の意見というのはわかるのですがね。だから、ここまで言ってしまわないで、例外は絶対あると思うので、ぜひそれを考えていただきたいということです。

○原科座長 なるほど。では、むしろこれは原則として対象外だというようなことの表現の方がいいだろうということですか。

どうぞ、福田委員。

○福田委員 中山さんが例を挙げていらっしゃったのは私も印象に残っているのですが、ただ問題は、そういうものを有償や無償でやることのあるのかということですよ。

○中山委員 無償ではありますね。緊急開発調査という。調査でしょう。緊急開発調査とかというのは。

○原科座長 フロアから手が挙がりました。どうぞ、お願いします。

○一般参加者（下籐） 日本工営の下籐と申します。

私も緊急という形でアチェの復興支援等に携わりましたが、1つは現地の人が支給の手当てを求めているわけですね。残念ながら、今、日本のスキームはそこに対応できないという問題がありまして、恐らく今後それを改善していかななくてはいけないというときに、この文言が入ったために支給の対応ができない。要するに将来性としては、困っている人たちが目の前にいるときに、それを無償というスキームもしくは有償というスキームで解決していくという方が筋ではないかと思います。そのときにこれが引っかかってしまうということをお大変危惧します。

○原科座長 ということは、無償資金協力は緊急無償というのはあり得ると。有償資金は対象外ということで考えてよろしいですか。有償になると相当検討に時間かかってしまいますよね。緊急という概念は合わないですね。

○一般参加者（下籐） ただし、有償の場合にも、スキームの変更、要するに借款内容の変更等に対応することが可能だと私は認識しています。実際そういう議論はインドネシアでありましたので。

○原科座長 どうぞ、福田委員、清水委員、順番に。

○福田委員 御紹介いただきありがとうございます。もしスキームレベルの変更が必要だという話とセットなのであれば、それはまさに新たなスキームを導入するといった検討の際にガイドラインをセットで変えていただくということで構わないのではないかと思います。

○原科座長 清水委員、どうぞ。

○清水委員 この議論は、スキームが有償だからどうか無償だからどうかというよりは、余りにも環境社会に物すごい影響を及ぼすものについてはやはり避けていただきたい

というのが私の意見でございますので、むしろスキームで分けるというよりは、例えばカテゴリ A、Bは避けるであるとか、そういった趣旨の方がいいのではないかと思います。

○一般参加者（下篠） 具体的な例を挙げますけれども、アチェのときに一番必要だったのは瓦れきの除去です。これはすごい廃棄物の量ですから、当然通常だったらその処理内容に関してはかなり詳細な環境影響評価が必要ですが、こういう緊急の場合に本当にそれが必要かということに関してはよく考えていただきたいと思います。

○原科座長 これはなかなか難しいですね。瓦れきの場合は、どうでしょう。

○清水委員 御意見とインプットをありがとうございます。そういう事例でしたら非常にわかるのですが、ではその場合一体通常の手続と異なりどのような手続をとるのか、簡易にするにしてもどこまで簡易にするのかという点については引き続き検討が必要なのではないかと思います。

○原科座長 だから、スキームを分けて対象にする手はありますね。今おっしゃったようなことがあれば。今、福田委員はそれをおっしゃったのですね。対象にするけれどもスキームは分けると。

○福田委員 そうです。

○原科座長 この前の議論は、私はこのように理解しましたが、そうではないという意見をたくさんいただきましたので、これは直しますが、どのようにしたらいいでしょうか。両方出たということを書いておくしかないのかな。まとめですから。では、これはもうちょっとその議論を踏まえた、ブレークダウンした書き方にいたしましょうか。今の御議論を踏まえて直すように検討いたします。この表現ではないようにいたします。よろしいでしょうか。

北村委員。

○北村委員 外務省の北村でございます。

今フロアから発言いただいたように実例があると強いのですが、それを超えて役人として申し上げれば、いざというときに政策的なツールがなくなってしまうというのはそれはそれで非常に困ります。逆に言うと、清水委員からおっしゃっていただいたように、ツールとしては使えるけれども、ただしこういうプロセスを踏めよということを規定していただく形での縛りの方がむしろこのガイドラインとの関係では整合的かと思いますし、いずれにせよ、政策手段としてこの場合は使えないというバツテンだけをいただくことは避けたいというのがこのコメントの趣旨でございます。

○原科座長 では、「緊急時の対応の対象外であることを明確にすること」という部分は削除して、むしろ対応の方法に関して、ただそれはどこまで議論したかの整理が難しくなってきた。17回までの議論ですが。

どうぞ。

○福田委員 今までの議論の前提として、資金協力案件で緊急時の対応ということで何か省略するというのを議論してきたわけではないので、どのような対応をするべきなのか、ある一定省略して案件は突っ込んでしまうということにしても、その場合にどのタイミングでどのような配慮をすべきなのかということについては改めて議論が必要な話になってしまうのかなと思うので、例えばここの一文を削除するだけということであれば、それは避けていただきたいなと思います。

○原科座長 では、これはもう一回議事録を見直して、皆さんの意見を踏まえてドラフトをつくり直します。それを見ていただくようにしましょうか。

○北村委員 ありがとうございます。私もここは削除というコメントを書かせていただいておりますけれども、この表現だと削除ということですので、ここについて引き続き協議をさせていただくということが残れば、それ自体は反対ではございません。

○原科座長 引き続き協議すると。私と学識者でもう一回集まってそういったことも検討いたしますので、その上で直します。

それでは、そういうようなことで対応してまいります。

次へ参ります。4. 1. 3「新JICAの環境社会配慮における役割（「確認」と「支援」）」という部分ですが、1番目のところは中山委員から意見をいただいて、これは後に回しましょうか。

○中山委員 中山はいますよ。

○原科座長 あ、間違えました。失礼いたしました。

○中山委員 これはそれほど話ではないのですが、環境社会配慮の主体は相手国政府となっていて、JICAがその主体になってしまうとまずいので、少し表現を変えていただけないかというだけの話でございます。

○原科座長 失礼しました。どうも済みません。

そうですね。これは「共同」というのは「協力」という表現の方がいいという御意見ですね。この辺はいかがでしょう。私もおっしゃることはよくわかります。相手国の責任だということはよくわかる。一方でこちらの責任もあるというので、それをうまく表現した

いということで「共同」にしたのです。

どうぞ。

○福田委員 御提案は、「協力準備調査の実施にあたっては、新JICAは、相手国政府の協力を得て適切な環境社会配慮調査を行い、相手国政府が実施する環境社会配慮を支援する」という文言を提案されているということですか。

○中山委員 そうです。だから別にこれは否定してないです。

○福田委員 わかりました。問題ありません。実はこの左側の引用部分が間違っておりまして、「相手国政府と共同で適切な環境社会配慮調査」の「調査」が抜けていて、これだけ見るとあたかもJICAが環境社会配慮そのものを行うかのような抜き書きになってしまっているのです、どういう趣旨なのかなというを確認させていただきたかったのです。

○原科座長 「調査」が抜けてしまった？

○福田委員 ここはあくまで調査を行う、協力準備調査を行う場合は調査を行うのはいずれにしてもJICAになってしまうので、そこを表現としてはきちんと残していただければそれで構わないので、今の中山さんの提案で構いません。

○原科座長 そうすると、正確に言い直すと、「相手国政府の協力を得て適切な環境社会配慮調査を行い」という表現が正確だということになりますか。では、そのように直します。これはそういうことで皆さんよろしいでしょうか。千吉良委員、北村委員。相手国に責任があるということを明確にしなければいけないというのはおっしゃるとおりだと私も思います。ちょっと表現がよくなかった。「共同」というのはそういう意味も含めたつもりだったのですけれども、十分でなかったようなので、直します。

どうぞ、北村委員。

○北村委員 外務省の北村でございます。

今の点はそれで私も異論はございませんけれども、もう一つ、底流を流れる考え方のところ、引き続きコンセンサスがないと個人的に理解しておりますのは、まさに新JICAが相手国との関係で行うことがどこまでなのかということについてです。ここのコメントの趣旨は、例えばこの16ページで申し上げますと、3つ目のところは、技術協力の場合には相手を支援するというでいいと思うのですが、資金協力面での協力準備調査について技術協力と同じような「支援」というものを新JICAが行うのか、あるいは引き続き主体は相手国政府だということを基軸に据えながら「働きかけ」を行うのかということ、ここで少しニュアンスの差が出てくると思ひまして、こういうコメントを出させていただ

いております。

○原科座長 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。「確認」というのと「支援」と、あと「働きかけ」という3つの言葉、概念を使わなければいけないということだと思いますが、「協力を得て」というのはそういうニュアンスが入ってくると思います。その辺を注意して直したいと思います。ありがとうございます。

次に参ります。16ページ9行目。紛争地におけるプロジェクトに関する特別の配慮については、この部分ではなくて「人権への配慮」に入れた方がいいではないかと。これはいろいろなファクターが入っているので、どっちを入れるかは整理の仕方だと思いますけれども、いかがでしょう。清水委員からそういう御意見をいただいています。これはどちらもあり得ると思いますけれども。新JICAの役割のところに入れておいた方がいいのか、人権への配慮に入れておいた方がいいのか。ちょっと御説明いただけますか。

○清水委員 私の趣旨としましては、この4. 1. 3のタイトルが「新JICAの環境社会配慮における役割（「確認」と「支援」）」となっているところに突然紛争地に関する文言が一番最後に入っているのはちょっと唐突かなと思った次第です。

○原科座長 ただ、「人権への配慮」というところでもいいのかな。

○福田委員 恐らく現行JICAガイドラインを見ると、この2つの項目は2. 7という同じ場所に規定されているのです。そういうことで、まとめ方としてはそのようにまとめた方がわかりやすいのかなと思います。

○原科座長 では、これは「人権への配慮」に入れましょう。

○吉田副座長 「紛争地」という言葉を使うときは、これは結構あいまいな概念というか、定義が非常に難しく、だれが紛争地と考えるのですかね。これは議論を始めるととんでもないことになってしまうとは思うのですけれども、ちょっと微妙なので。ここはどうしたらいいか、ちょっと悩んでいますけれども。何かいい知恵はないですかということです。

○原科座長 これはどうしましょう。吉田先生から今御指摘をいただいたのですが、どうしましょうかね。今の件に関して、どなたか御説明いただけますでしょうか。これはどなたにお願いしたらよろしいでしょうか。

福田委員、どうぞ。

○福田委員 そのレベルの議論をここで始めてしまうと大変かなと思うのと、現行のガイドラインにも規定がある話なので、もし議論するのであれば、まずは現行JICAがどのようにそのオペレーションをやっているのかを御紹介いただくということなのかなと思います。

ます。

○原科座長 そう思います。よろしいでしょうか、吉田先生、今回はこういうことで。

○吉田副座長 はい。

○原科座長 この後、また議論したいと思います。

それでは、中委員が来られましたので、中委員の御意見の部分に戻りまして、もう一回おさらいをしたいと思います。今4. 1. 4まで終わりました。もどに戻ります。

それでは、中委員からいただいた御意見。1ページになりますが、真ん中辺の6ページ4行目、「ガイドラインの改定を行うこととした」という表現は、そうではなくて上限ということなので、それは明確にしておいた方がいいと。おっしゃるとおりなので、そのように修正いたします。

その次のところも、「事業の全てとする」というのはちょっと言い過ぎではないかということでしたが、これも「環境に対して著しい影響を与えるおそれのあるもの」、そのような表現に修正いたします。

今の2点はそういうことでよろしいでしょうか。

○中委員 はい、わかりました。

○原科座長 3つ目はそのページ一番下のところになります。「迅速化の観点を加える。ただし、環境社会配慮に万全を期すこと」。それで、産業界委員からの意見として以下を付記してもらいたいと。「ただし、」以下は別のパラグラフにしてもらいたいということで、この3行を御提案いただきました。この件はちょっと御説明いただきたいと思います。

○中委員 今日は遅れて失礼いたしました。

小西前委員も御意見を述べられていると思うのですが、もちろん環境社会配慮は重要だと思っているのですけれども、迅速性の点も御考慮いただければなと考えておまして、小西委員からこちらの「迅速性は企業の海外事業遂行上極めて重要な要素であり、数カ月単位の時間の経過があれば、その間に物価の上昇、労働力確保や資機材調達等の条件の変化により事業の遂行に重大な影響が及ぶこともあり得る。新ガイドラインの作成において、迅速化の観点は極めて重要である」という御意見を述べておられたと思いますので、これは皆様の御同意が得られればありがたいのですが、もしそうでなければ、産業界からこういう意見もあったということで加えていただければありがたいというのが趣旨でございます。

○原科座長 そうすると、「迅速化の観点を加える」と書きましたけれども、その中身の

もう少し詳しい説明をどこかに加えておくというようなことでよろしいですか。

○中委員 そうですね。座長にはちゃんと書いていただいているのですが、もうちょっと長目に書いていただければありがたいのですが。

○原科座長 箇所はちょっと考えますけれども、その趣旨は対応したいと思います。

よろしいでしょうか、皆さん。

○福田委員 先ほどの私のコメントを繰り返してよろしいですか。

中さんがいらっしゃらなかったとき私がこの点についてコメントしてしまったのですが、2点コメントがありまして、1点は、確かにこの委員会の中で迅速化の観点というのは議論されておりました。特に当時J B I Cの中澤さんなんかがよく触れられていたかと思うのですが、そこで迅速化ということで議論されていたのは、こういうプロジェクトの企業の皆さんから見たリスクということよりは、せつかく税金を使って途上国の皆さんのためにやっているのだから、できるだけ早く便益が届くように迅速にプロジェクトを進め、そのプロジェクトの効果を速やかに発現することでより効果的な援助をしていきましょう、それが望ましいですよという文脈の中で比較的議論されていて、実はそこにかかわっていらっしゃる企業さんの事業リスク的な問題というのはそれほど議論されていなかったと思うのです。もしこの文言をもうちょっと長くするというのであれば、むしろそういった観点を——そういった観点というのは今私が申し上げた迅速な援助効果の発現という観点から記述していただいた方が、今までの委員会の議論の流れには沿うのかなと思っ

ているというのが1点です。

もう一点は、中さんの方で相当な数のコメントを出していただいている、産業界からの意見として付記していただきたいということなのですが、これは結構数があるので、例えばまとめて後ろに産業界からのコメントという形で中間報告書につける方が見やすいということもあり得るのかなと思いました。これはまとめ方の問題なので、強く私が何か主張するというものではありません。

以上です。

○中委員 コメントありがとうございます。そういう視点もあって、御議論をされたということであれば、そのような点も踏まえて頂くと助かります。

○原科座長 では、今のことも加味して、文章をそのような格好に直して、その上でどこかにまとめてというようなことにいたしましょう。そういうことで、とにかくそういう御意見をいただいたということですね。

どうぞ、北村委員。

○北村委員 どうもありがとうございます。北村でございますが、福田委員がおっしゃった点はそのとおりだと思いますが、それに加えて、私が当時事務局のインプットを聞いていて思った印象は、たしか円借款の迅速化の話をしていたのですけれども、少なくとも円借款の世界では、例えばJICAが調査を行って円借款供与するものについて、従来7年ぐらいかかっていたものを半減しましょうという取組を進めていて、そこは効果発現の世界のみならず、調査から始まる一連の手続、契約手続も含めた一連のプロセスでできるだけ時間を切り詰めていきたいと思いますというのが少なくとも前提になっていました。したがって、必ずしも今の福田委員が言及された効果発現の切り口のみならず、プロセス・時間の短縮の側面についても、個々具体的なことは当然議論していませんけれども、念頭にあったということは補足させていただきたいと思います。

○原科座長 そうですね。私は、そういう意味では環境社会配慮をきちんとやることは全体で見たらそんなに影響を与えないような感じもするのです。むしろ案件形成段階から実際の事業着手まで間があき過ぎてしまって、それが今回一体化すると随分短縮されますから、トータルでは相当効果があると期待しております。その意味で、そこで下手に慌てて、環境社会配慮を十分やらないとかえって後でフィードバックがかかっておかしくなってしまう。だからトータルでまずいということで、迅速化にも貢献するんですよということを私は申し上げて、そう書いたのですが、ちょっと書き過ぎてしまったようなので直しました。今おっしゃったようにやはりマクロな観点から見なければと思います。

では、そのようなことを踏まえて今の部分は直したいと思います。

次は、2ページはよろしいですね。3ページでいただいた意見はいいですね。4ページはどうでしょう。4ページの真ん中に中委員から御意見いただいております。これはいいのかな。座長コメントのところは私が対応いたします。ですから、これはいいですね。そうすると、次は4ページの下の方ですね。15ページ6行目になります。これもいいのかな。「の改定を行うものとする」。助言で、これも対応いたします。よろしいですね。

5ページに参ります。15ページ11行目。「3スキーム全てについて、案件形成、案件審査および案件実施の各段階を適用対象とする」。この部分をちょっと御説明いただきたいと思います。

○中委員 これは私の理解なのでございますが、旧JICAさんのガイドラインでは審査過程というのをお持ちではなくて、調査段階の手続が中心であり、一方、JBICさんで

は審査の実施段階におけるものが中心であろうかなと理解しております。したがって、新しいガイドラインの案文の作成においては両者のバランスを考慮していただきまして、余り詳細に新JICAさんの行動を規定するのではなく、一定のルールのもとで迅速化も考慮した柔軟な対応を可能とさせていただくように御配慮いただければなという意見でございます。

○原科座長 そうすると、案件形成、案件審査及び案件実施という3つの段階でということ、ものによってはそれをやらなくていい場合があるので、ここは書かない方がいいということでございますでしょうか。

○中委員 あるいは、これから議論されていくと思いますので、北村委員の修正案のような形でもよろしいのかなと考えていますが。

○原科座長 「3スキーム」と書きましたが、数え方によって、私は、最後の方では5つにしたので、ちょっと自分でも整合しなくて。細かく分けると5つのスキームなので、これも直さなければいけないと思います。最後のところで、ガイドラインのつくり方ということでより具体的に考えてみたら、33ページですけれども、無償を2つに分けた方がいいかなと思いました。それから開発計画型技術協力もありますので、よく分けてみると5つになるかなと思いました。新JICAが担当する無償と外務省が担当するもの、これはやはり手順が違いますので、5つになるのかなという感じがしますけれども。だから3というのは直さなければいけないと。

それから、今おっしゃったように、ものによっては審査というところのある、なしが入ってくることになりそうですでしょうか。これは案件形成と審査と、技術協力は審査という概念は合わないですね。だから、概念が合うものは当然やるけれども、ないものはやらないということで。ただ、いろいろな段階があって、特に実施段階ですね。モニタリングの問題がありますので、それは明確になるようにということで段階を書きおいたのですが、いかがでしょうか。段階まで書く必要はないでしょうか。北村委員のおっしゃるように、スキームの数え方によりますけれども、5にした方がいいかもしれませんが、「5スキームすべてについて適用対象とする」という表現でよろしいでしょうか。特に皆さんから御意見がなければ、私は修正します。

福田委員、どうぞ。

○福田委員 この点は前回の委員会でもお話ししたと思うのですが、そもそも案件形成段階をガイドラインの対象にすべきかどうかということについては相当ここで議論した上で

このような記述がなされていると思いますので、どこの段階から適用対象にするのかということも文言としてドロップするというのはちょっと議論の結果を踏まえていない提案かなと思います。

○原科座長 では、「案件形成、案件審査および案件実施などの」にしましょうか。すべてが対応するとは限らないということがあるかもしれない。

○北村委員 外務省の北村でございます。

2点ありまして、1点目はそのスキームの数え方のところで、後ほど議論した方がいいのかもしれませんが、座長の今おっしゃった33ページで、無償資金協力を新JICA担当分と外務省分とを分けていただいています、基本的に外務省が行うものの大半は新JICAの方で事前の調査を行うことになっていますので、それは一本化でよろしいのではないかなと思います。もし御異論があれば、また後ほどいただきたいと思います。

2点目は15ページ11行目のところでございますけれども、ここについて申し上げると、先ほども個人的にまだ理解できていないと申し上げたのですけれども、「適用対象」というのがここで具体的に何を意味しているのかというのがわからないのです。当然一連の流れの中で環境社会配慮を確保しなければいけないというのは当然なのですけれども、それを確保する上で、中委員の御意見にあるような、手続で全部縛るのか、あるいは審査段階での要件、審査基準で縛るのか、大きく分けるとそういう分け方があると思うのですが、そのどっちをどうとるのかというところが必ずしもこの場ではコンセンサスがないのではないかなと。当然どっちか一方でいいわけではなくて、両方ということがあるのだろうとは思いますが、そこら辺についての精緻な記述がないまま「適用対象とする」とここでびしっと書いてしまうことについて違和感を感じましたので、こういう形のコメントを出させていただきました。

○原科座長 スキームごとに扱い方が変わるという考え方ですので、今おっしゃったことに対しては何とか対応できるような感じを持っているのですけれども、そういうことでもまずいですかね。スキームが違えば多分変わってくる。ただ、スキームが違って、段階も違うので、そういうことは明記した方がいいかなと思って書いたのですけれども。だから、適用対象みんな同じにやるわけではないということです。ただ、それを類型分けしておかないと手続が見えてきませんので、だから分けて書くと。JICAの現行ガイドラインはそういう考え方で書いております。

どうぞ。

○福田委員 北村さんの発言に対するコメントです。

まず1点は、無償資金協力のうちJICA実施分と外務省実施分については恐らくガイドラインの中で書き分ける必要が出てくるのだろうというのが私の持っている印象です。というのは、実際にJICAが審査をするというアクション、あるいはJICAが合意文書を締結し、その合意文書の中に環境社会配慮に関する条項を盛り込んでいくというようなプロセスというのは無償資金協力の外務省実施分には出てこないと思いますので。33ページに記載されているようなガイドラインの書き方がいかどうかというのは私も申し上げたいことはありますが、無償資金協力について外務省実施分とJICA実施分で同じプロセスで書けるとは私は思っていなかったもので、その点についてはどうお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

2点目のポイントは、結局また協力準備調査がガイドラインの適用対象になるのかどうかという議論に戻ってしまって、その議論についてはもう既にこの委員会で相当議論して結論を見た話だと私は思っていたので、またそこから議論するのですかということをお伺いしたいのですけれども。

○北村委員 今御指摘いただいた2点のうちの1点目の方については、外務省実施分と申し上げても、その多くは従来の外務省とJICAとの関係、すなわちJICAで実施促進を行うということが想定されるものが多いと思いますので、そこについて大きな手続面での書き分けは必要ないのではないかなと思っております。ただ、いずれにせよ、もう少し素案ベースでブレイクダウンした段階でいろいろな御意見があれば、それを踏まえて議論をさせていただければと思います。

2点目の方は、今の段階で例えばこの案件形成、案件審査段階にガイドラインの適用が不要だということを申し上げているわけではありません。ただ、先ほど座長がおっしゃったような、適用といってもどのような適用があるのかというのはスキームによって違うという整理が良いのかはわかりませんが、まさに適用すべきガイドライン自体がまだ目の前になく、それぞれのところでどういう環境社会配慮を行うべきなのかが決まっていない状態で、ガイドラインの適用対象としますよと言い切ることにしている違和感を持っています。例えば、各論に入ってしまうけれども、今回も、ここここの段階で30日、あるいはこここのところで120日という期間を確保すべきだというような御意見も入っていますが、そういうところの各論を踏まえない形で一律ガイドラインの適用対象としますよということについて、この段階で何の注書きもなく言い切るのはいかがかという問題意識から

ここでは削除させていただいております。繰り返しですが、そこについて環境社会配慮が要らないということを言いたいがために削除を提案しているわけではありませんので。

○原科座長 わかりました。では、適用対象というのはスキームによって変わるだろうということですから、これは適用対象という概念ではもうちょっと包括的に考えていただいた方がいいと思います。

それで、「案件形成、案件審査および案件実施」は、一応基本的にはそのパターンがあると思うのですが、スキームによってはそういう概念に合わないものがある。特に案件審査の部分は物によって違うかもしれない。少なくとも案件形成と案件実施はすべてあるわけでしょう。ないのかな。これはケース・バイ・ケースなので、やはりスキームに分けないと見えてこないですよ。ただ、ここはその考え方ですから、このようなことで、活動が違えば環境社会配慮のやり方も変わりますから、そこは仕分けをしてやるということ。その仕分けをしてやるという考え方をここに示すという意味でございます。ですから、「案件実施などの各段階」という表現に変えたいと思います。これは確定的ではなくて、「など」にします。ですから、スキームによって違うということがわかるようにしたいと思います。そんなことでよろしいでしょうか。——では、このようにいたします。

次は15ページ13行目、「新しい枠組みである協力準備調査も、改定ガイドラインの対象とする」。では、これをお願いいたします。

○中委員 これも議論されて結論が出たということではあるのですが、できましたら、産業界の意見ということで、適用対象から外しても後退しないという考えも出ましたということをご記載頂けないでしょうか。

○原科座長 それは議論をした上で、そういうことも出していただいた上で結論が出ましたので、これは必要ないと思います。たしかJBICの甘枝さんが、私はそれきちんとお聞きして、答えていただいたと思います。協力準備調査の対象になると。ただ、情報公開に関して扱いが違うという御回答でした。後退しないということに関しては、私は後退すると思います。アセスメントというのは早い段階から、それは環境省の一番最初におっしゃった総論のところはまさにそのとおりでございます。できるだけ早期から対応することによって環境社会配慮が進むわけですから、そういう考え方から言っても協力準備調査を対象から外すことは明らかに後退すると私は思います。ただ、その扱いは当然いろいろな条件を配慮しなければいけないですけども、対象から外すということはないと思います。

○中委員 皆さんの御総意ということでございましたら。

○原科座長 そう私は理解しています。では、この辺はそういうことで。

○事務局（天田） 事実関係といたしまして、委員の方々がどのようにお考えになり、議論されるかは別にいたしまして、廿枝の方からまさに協力準備調査が対象であるというようなことで発言をさせていただいたことはないと思うのですけれども。

○原科座長 いや、そんなことはないと思います。私は問いかけました。対象になりますねと。お答えは、情報公開の問題はあるけれども対象になるというお答えになったと思います。それは議事録を確認してください。

○事務局（天田） 議事録を確認させていただきます。

○原科座長 そうでなければ後の議論が続かないですよ。そういう答えがなければ。逆にJBICの方が協力準備調査を対象にしなくても後退しないとお考えの根拠はどこですか。それを明確に言ってください。外して後退しないと、どうしてそう言えるのですか。

○事務局（天田） 協力準備調査を対象としない、するということではございませんで、先ほど北村委員から御発言がございましたように、きちんとその環境社会配慮をやっていくのだと。その中で、環境社会配慮をやっていく対象は、まずプロジェクト、資金協力でございますと。そのために必要な手続等をどういった形でやっていくのか確認の作業と、その中の1つの位置づけとして協力準備調査ももちろんステップステップの中に入ってまいりますという考え方でございますけれども。

○原科座長 それを外してしまうと後退してしまうでしょう。今の議論で言えば。そのための準備として協力準備調査というのはあるわけですから。早い段階から環境社会配慮をしなければならないという考えですから。協力準備はその前の段階ですよ。まさに早い段階でやることですから、そこで配慮しないで、それを外してしまってどうして後退しないと言えますか。

○事務局（天田） 協力準備調査そのものが環境社会配慮ガイドラインの適用というよりは、環境社会配慮を必要とする本体事業のためにどのように環境社会配慮をやっていくか、その手段として協力準備調査もその中に位置づけられると考えてございます。

○原科座長 手段としてというか、案件形成のための準備ですからね。実施のための。ですから、そのプロセス自体が環境社会配慮の対象になるのですよ。そのこと自体が。そこをよく考えていただきたいと思います。これはアセスメントにおいて極めて重要なところですよ。

○事務局（天田） 先ほどの議事録のところも確認させていただきます。

○原科座長 では、この件はそのようにいたします。この部分は協力準備調査は当然対象といたします。

次のところ。これは私は直しましたね。15ページ14行目。中委員、お願いします。

○中委員 こちらは、「早期段階からの配慮により、迅速化の要請に答えることができる」と期待される」ということですが、逆に審査要件の明確化ということが重要となろうかなと思いますし、調査段階から余り手続を早期の段階から規定されますと、という文脈で、早期段階からの配慮をしていただくことが必ずしも迅速化につながらないことも懸念されるというようなことを付記いただけないかなというのが趣旨でございます。

○原科座長 これはマクロな目で見ればこうなるということで申し上げたのですけれどね。では、これはどうでしょうか。これは学識者の方で相談します。

○中委員 お願いいたします。

○原科座長 フロアの方、どうぞ。

○一般参加者（片山） 片山です。

先ほどの協力準備調査で1つ質問というかあれなのですが、協力準備調査の中にもいろいろな種類があると思うのですけれども、マスタープラン調査とかF/S調査、それから従来のJICAさんでやっておられたSAPROF等もあります。海外では一般に、マスタープラン調査を実施して、その後F/S調査に移って、その段階ではEIA調査、それから移転計画に関しても基本計画調査を実施しておりますが、そういうときに当然ガイドラインが適用されるのはよくわかります。マスタープランの段階でもいろいろ環境配慮を実施しております。ところで、例えばJICAさんではなくて世銀で既にF/Sが実施してあったと。その実施後、今度は日本はJICAさんの資金でお願いしたいというような要請があったときに、もう既にF/Sまで実施してあるのに、協力準備調査でSAFを実施して一からまた3段階にわたってステークホルダー調査まで全部求めるのか。本当はそれは数カ月で終わらせてODAの迅速化につなげたいところであって、これを一律に全部協力準備調査に適用するというのは問題があると思います。

○原科座長 そのような議論は余りしなかったと思いますが、適宜そういったことを勘案することは当然考えることだろうと思います。

どうぞ。

○福田委員 御意見いただきありがとうございます。その点は協力準備調査に関する論点

なので、協力準備調査そのものがガイドラインの中で規定を設けるかどうかということと、規定を設けるとして、ではどのような規定が望ましいのかというのはまた別の議論なのかなと思うので、それはまた後ろの方で議論させていただいた方がよろしいかなと思います。

○原科座長 おっしゃるようなことを十分に配慮して迅速化をという点はおっしゃるとおりですね。だから、何もかも杓子定規にやるのがいいとは考えておりません。ただ、JICAはとにかく国民のお金を使うわけですから。これは極めて重要なことですから。やはり国民に対する説明責任をしつかり果たすという使命がありますから、そのところはしっかり踏まえていただきたいと思います。

では、次に参ります。

○福田委員 座長、お昼休みというのは……。

○原科座長 もうちょっと待ってください。——ちょうどいいのですか。今ちょうどいいタイミングで御発言いただきましたけれども、ちょうど区切りがつかまりましたので、お昼休みをとります。6ページ、4. 1. 5の前まで一応一区切りついたということにいたします。よろしいでしょうか。

それでは、今の御提案のとおり昼休みにいたします。大変にクイックランチで、12時半再開といたします。

午後12時04分 休憩

午後12時39分 再開

○原科座長 それでは、12時半と申しましたけれども、少し遅れまして39分になりましたが、再開いたします。時間の見積もり、アセスメントが失敗したようで済みませんでした。

それでは参ります。6ページの下の方ですね、4. 1. 5「環境社会配慮の項目」。全般。福田委員、御説明ください。16ページ17行目。

○福田委員 これは項目立てに関する御提案なのですが、環境社会配慮の項目というのは、現在のJBICのガイドラインとJICAのガイドラインで規定の場所が異なっております。JBICのガイドラインの場合は第2部「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」の中に規定されています。JICAのガイドラインは実は両方にあるのですね。本

文と、同じく対象プロジェクトに求められる環境社会配慮の別紙1の中に同じ項目があって、二重規定になっていて、これをどちらに設けるのが適切かという論点と若干関係があるのですが、基本的には環境社会配慮の項目は「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」の中で規定する。もちろんそこにそれが含まれるわけですから、JICAとしてはそれを審査の中で見ていくということになると思うのですが、一義的にはそちらの方で規定するのが筋なのかなと思ひまして、この4. 1. 5の項目を後ろの方の4. 7「対象プロジェクトに求める環境社会配慮」という項目に移してはいかがかというのがここでの御提案になります。

○原科座長 両方あり得るけれども後ろの方がいいのではないかという御提案ですね。どうしましょう。基本的事項ではあるのですけれどね。逆に言うと、普通は基本的事項なのでこっちに書いた方がいいのかなと思ひますけれども、どうでしょうか。これは我々でもう一回議論しましょうか。

○吉田副座長 そうですね。

○原科座長 では、今の御議論をいただいたので、後でまた学識者の方でミーティングを別途持ちますので、議論いたします。では、これは議論するというにします。

それでは、その次、新たに追加すべき項目。労働環境、地域住民云々。これに対して高梨委員から御意見をいただいております。

○高梨委員 これは議論したときの追加で、改めて申し上げることなのですが、実務レベルで言うと、いかに労働環境とか地域住民への安全を配慮するか。これはたしか中山委員があのおときにおっしゃられたと思ひますけれども、現実には恐らくゼネコンさんといひますか実施される会社の方がこういったワーカーに対する配慮ですとか周辺に対する警備・保安等を担当されるのではないかと思ひます。ですから、こういうことがどんどんふえていくと、実際問題、実務の我々として現場でどうするかというのがいつも悩むところでありますので、たしかあのおときに座長から合理的な範囲内というような全般にかかるようなお話があったので、少なくともそういうのをどこかに明記していただかないと、恐らく現場では大分混乱すると思ひますし、果たしてJICAさんの方でそういった調査の範囲とか必要な期間が十分確保できるのかというようなこともありますので、文言の若干の修正なり追加なりをお願いしたいということでございます。

○原科座長 そうしますと、今の件は4. 1. 5の頭の2行のところのそういうニュアンスを入れた方がいいのか、あるいは個別に入れた方がいいのでしょうか。これは3つの部

分それぞれに書いた方がいいということですか。

○高梨委員 派生的の方にはちょっと入れていただいているのですね。本当は予測評価の方も実際問題そういうことがあるので。

○原科座長 派生的項目のところでそういう議論がありましたよね。それで合理的範囲という表現をしましたが、労働環境に関しては特段にそういう議論はなかったような記憶ですけれども、間違っていますかね。どうでした？

○福田委員 これは、今、座長がおっしゃったとおり、派生的・二次的影響のところで合理的な範囲ですよということを確認したという経緯はあると思うのですが、具体的なその影響のスコープの内容のところでこういう議論をしたという覚えはございません。ある意味当たり前のことと言えれば当たり前のことだろうと思いますし、評価できないものを評価しろということを要求するということではないと思うのです。一方で、いろいろな項目がJICAガイドラインに挙がっているのですが、例えばジェンダー、子供の権利とかいうものもありますし、地域における利害対立といったものもありますし、これらはもちろん今のオペレーションの中でもどのように評価するかということは相当工夫してやっていらっしゃるということなので、これとの並びということであれば特段こういう新しい文言をわざわざつけ加えることもないのかなと思います。

○高梨委員 それを今提案しているのですけれどね。そういう文言を入れていただきたいということなのです。

○福田座長 今のガイドラインの書きぶりでは問題が生じているということでしょうか。

○高梨委員 要するに、現場では実際その範囲内でどこまでやるかというのがいつも課題になるのです。実際どこまでやってしっかりそれを全部カバーできるかということが実務上は問題になるのです。ですから、こういう追加の事項がどんどん盛り込まれて……。これは内容を見ると、さっき言ったようにどっちかという業者の方の問題というようなところもあるので、それを環境社会配慮ガイドラインで一々チェックできるのかというところがあって、そういう問題意識で、もし現行のガイドラインどおり考えるのであれば、そういうのをぜひ新ガイドラインでは追加いただきたいというお願いです。

○原科座長 追加すべき項目は3つだけです。労働環境と地域住民の安全と地球温暖化・温室効果ガス排出。だから際限なくふえるということはないと思います。それ以外は、さっき福田委員もおっしゃったように派生的影響は合理的な範囲内という表現になりました。ただ、労働環境、地域住民の安全、地球温暖化・温室効果ガス排出もなかなか把握が難し

いということであれば、まとめてどこかに……、この最初の2行かな、そこに説明を加えるというようなことは工夫するかもしれないですね。

○高梨委員 ぜひ入れていただきたいと思います。

○福田委員 実務上どこまでやればいいのかわからないという御懸念は理解するのですが、それが「合理的と考えられる範囲内」というのを追記することによって解消されるかという、恐らくそういうことではなくて、グッドプラクティスをまとめていくとか、あるいは過去の経験からマニュアル的なものをつくるとか、そういう作業によってそういう御懸念は解消されるのだろうなと思うのですが。

○高梨委員 もしそういうマニュアルとか、具体的に指示を出すときの指示のマニュアルというようなことが別途協議できるチャンスがあれば、またそういうのをつくった方がいいということであれば、それも1つの考えだと思います。そういう議論がなかったのも、こういう項目をつけ加えるというお話だったので、それではやはり実務上いろいろと支障が出ますねということなのです。

○原科座長 清水委員、どうぞ。

○清水委員 今、高梨委員の方から、実務上どのようにやるかということについて現場で混乱があるかもしれないというお話がありまして、新JICAのこの場では余り議論されなかったかと思いますが、新JBICの方ではこのことについてもう少し細かく議論がされておりまして、新たに労働環境をということを文言として含め、それは地域住民への安全というような概念も含める形で改訂がされています。実は新JBICの方ではガイドラインに労働環境という言葉を加えるだけではなくて、環境チェックリストに新たに労働環境という項目を加え、どのような項目についてJBICはチェックするのかということまで提案されているという状況になっているわけです。なので、この場ではそういう議論が出なかったわけですが、今後どのようにJBICがチェックしていくのか、もしくは具体的に事業者は何をしなければいけないかということについて、もしもそういうことが必要なのであれば、そういったチェックリストという形で示すのは1つのやり方かと思いました。

○高梨委員 いいですね。もしそういうことでやれば具体的になる。

○原科座長 では、この場ではどうしましょう。我々委員会としては、そういうチェックリストをつくることを前提で進めるのか。

岡崎さん、どうぞ。

○JICA（岡崎） 今の清水委員の御指摘ですけれども、新JBICが労働環境を盛り込んだのはIFCのパフォーマンス・スタンダードを意識してのことだと思います。一方で世界銀行には労働環境に関する規定はありません。これは、世界銀行が公共事業を対象にしているのに対してIFCが民間企業の事業を対象にしていることの違いが恐らく理由ではないかなと思うのです。もちろん公共事業であってもそこで働く労働者の人たちの環境に配慮をしないということではないのですが、一方で、ではどこまでそれをやっていけるのかということに関してはこれまでに経験のない世界なので、我々としてはどうしても慎重にならざるを得ないという面はあると思います。

それから、地球温暖化・温室効果ガス排出のところですが、これはまさにこの原文に「新JICAとしての取組みを検討することを期待する」と書かれているわけですが、これを項目とされてしまうとややしんどいという気がいたします。取組みを期待されること自体、我々も大きなテーマだと思っていますし、やっていかななくてはいけないと思うのですが、一方で項目として掲げられると、これは何がしかの検討を加えなくてはならないということになります。実はこの地球温暖化・温室効果ガス、GHGの問題は、国際機関でもバイの機関でもまだその手法が確立していない世界で、私が参加しているワーキンググループでも、こうやってみただけでもどう思うかというような議論が始まっている状態です。ですから、そういうところに今後円借款のプロジェクトでも地球温暖化や温室効果ガスの排出を測定してやっていくというのは、もちろん先例に学びながらやっていかななくてはいけないかと思うのですけれども、今その項目の範囲として掲げられる、まだモダリティが確立してないものを入れるということに関しては、やはりどうしても慎重になってしまうという気がいたします。

○原科座長 これは2つありまして、今の地球温暖化のところは、1つは「項目として維持すべきである」、これは今ありますから維持すると。もう1つは、把握方法について今おっしゃったようなことで確かに難しいということで、「取組みを検討することを期待する」まで大分引いていまして、それで分けております。だから、項目としては残すけれども、把握方法に関してはおっしゃられるような事情だと思いますので、積極的な取組みを期待したいと思っております。

どうぞ、清水委員。

○清水委員 今の岡崎さんのコメントに対するコメントなのですけれども、世銀が公共事業であり、IFCが扱っているものが民間事業であるというところなのですから、日

本のODAでもそうだと思いますけれども、これまで安全面で、建設時に事故があり人が死んだということもありますし、という事例もスリランカの南部ハイウェイでありましたし、公共事業だからやらなくていいということにはならないと考えます。

○原科座長 どうぞ、フロアから。

○一般参加者（迫田） 日本工営の迫田です。

労働環境と地域住民の安全についてコメントしたいと思います。私はケニアの水力発電所でやっております、ここの労働環境と地域住民の安全に関しましては興味があります。実際に現場をやり始める前に業者と事業者が契約を結ぶわけですが、そこで一般的にはFIDICという世界コンサルタント協会の条件書を使うわけですが、その中に完璧に労働環境、労働条件についてはその国の条例に基づいて、レイバー・ローに従ってやりなさいということで、それはもう法律の話で、ガイドラインで協議することではないのではないかと思います。

それから、地域住民の安全につきましても、地域住民に対する契約条件としまして、保健衛生、セキュリティについては法律を遵守することということでやっております、実際コンサルタントとコントラクターが協議しながら、それと事業主も一緒になりながら労働環境、地域住民をやっておりますので、このところでガイドラインとしてチェックする必要はないのではないかと思います。

○原科座長 それは、やっているのなら逆にチェックしてもいいということになりますね。

○一般参加者（迫田） チェックしてもいいわけですがけれども、ただ、例えばF/SなりDDの環境調査の中でこの項目がありますと、契約条件で規定しますと、そのような回答に、配慮しますというだけになってくると思います。

○原科座長 対応だね。おっしゃっているようにちゃんとやっているなら、そういうことで対応していただければ十分、JICAはそんなにぎちぎち言わない。

○JICA（岡崎） ここで余り議論をするつもりはないのですが、労働の安全に関しては現在のガイドラインにチェックリストとして書いてあります。私が申し上げたのは労働環境の方であって、労働環境について公共事業でこの問題を取り上げる、それは公務員のスト権とかそういう問題になりますね、途上国でも。そちらの問題について難しいということをおっしゃっているのであって、安全の問題については現在のガイドラインにも、項目としては取り上げておりませんが、各プロジェクトのチェックリストには書いてあるということだけは申し上げておきます。

○原科座長 わかりました。チェックリストに。労働環境という表現では中身が違ってくるだろうと。ただ、これはこれまで議論したことをまとめるという原則で載せてありますので、ぱっとこれを外すわけにはいかないですね。この委員会で議論してきたことだと思いますけれども。だから、むしろ表現をちょっと工夫すると。

○高梨委員 これから文言のあれになると思いますので。

○原科座長 マニュアルをつくるようなことというのはこれからの話ですね。この段階ではどうしましょう。中間報告としては。

○高梨委員 それは、チェックリストなり、それを検討するというのをどこかに入れていただく形になるのですかね。

○福田委員 提案ですが、(1)「新たに追加すべき項目」というのがありますが、この下に、委員会として以下の項目を追加することを提案すると。そして、それぞれの項目について具体的にどのような配慮をすべきか、またチェックリストの内容を改訂することを J I C A の方で検討していただきたいというような文言をそこに挿入するというのでいかがでしょうか。

○原科座長 チェックリストね。これを残しておいて、これらについてさらにチェックリストを作成することを検討していただきたいと。そうしましょうか。皆さん、合意を得られましたか。

どうぞ、フロアの方。

○一般参加者(片山) 1点、地球温暖化の問題について、特に旧 J B I C さんの円借款の問題の場合ですけれども、円借款の場合には実施主体は先方の政府なり実施機関であるということで、その人たちに恐らくこのガイドラインも適用されることになるのかと思いますが、この温暖化対策は先進国と途上国の間でも、もともと先進国が排出しているのではないか、途上国の皆さんはこれからまだ排出がどうしても避けられないのだという議論もあるところ、先進国から一方的に温暖化に対して皆さん配慮しなければだめだよと求めるのはいかがなものかと思います。

○原科座長 今の御意見に対していかがでしょう。

千吉良委員、どうぞ。

○千吉良委員 民間レベルの赤道原則なんかでもそういう議論はさんざんされていて、今現在のところは排出量のモニタリングとか回避できる代替手段があればそれを使ってくださいとか、いわゆる新しいテクノロジーを使ってくださいと、そういう努力義務みたい

なところになっているわけです。そういった国際スタンダードに沿ったレベルまでは何とかやっけていただいて、それを超えるところについては、やはり途上国に日本がやれと言え、おまえこそ何だという話になると思うので、そこまで求めることはないと思います。

○原科座長 ありがとうございます。

小林委員、どうぞ。

○小林委員 環境省ですが、今、途上国に対して先進国から押しつけることはできないというようなお話がありましたけれども、JICAによる支援は公的な支援ということですので、やはり日本政府が関与する支援ということであれば、押しつけというのではないのでしょうか、温暖化に配慮した取り組みを求めていくということはあってしかるべきではないかなと思います。もちろんそれは事業事業に応じて、あるいは現地の状況に応じてどの程度のもを導入するかという検討は必要だとは思いますが。

○原科座長 なるほど。そうですね。政府のODAですから、民間とまたちょっと違いますね。それで民間金融機関でもできるだけそういう対応をしておられるということですね。そうすると、ODAなので……。

どうぞ。

○JICA (岡崎) 先ほど福田委員が御提案されたような形で提案をまとめていただければ、我々の方では項目一つ一つをとって、例えば世界銀行がやっているのにIFCがやってないのはなぜかとか、地球温暖化・温室効果ガスでもどの程度のことをやっているのかで、その結果として、ドラフトをするときに、我々の方で調べてみたけれどもこうでした。ですから、委員会からそういう御提言というか検討を投げかけていただければ、それを我々の方で調べてみるということが出来ますので。福田委員の御提案のような書き方であれば、我々としてもその後それを受けてドラフトを起こす前にヒアリングなどをかけることが出来ますので、よろしいのではないかなと思います。

○原科座長 わかりました。では、皆さんチェックリストをつくっていただくということで合意が得られましたので、そういうことを投げかけさせていただいて、あとは事務局の方でそういった情報を集めていただき、実現性の高い仕組みにさせていただきたいと思えます。そういうことでよろしいでしょうか。——ありがとうございました。

それでは、次に参ります。4. 1. 6に参ります。「参照すべき国際基準やグッドプラクティスの参照」。中委員と千吉良委員から……

○福田委員 一番下の北村委員のコメントを今議論されてないかと思えます。

○原科座長 そうですね。でも、今のは……。

○北村委員 今の議論の中でカバーされていると思いますので。

○原科座長 ありがとうございます。確認いたしました。

それでは、4. 1. 6 参ります。「参照すべき国際基準やグッドプラクティスの参照」。これは中委員と千吉良委員から御意見をいただいておりますので、御説明いただきたいと思ひます。

○中委員 参照すべき国際基準やグッドプラクティスということで、これは議論がなされまして、このような御記載ということで全く異論はないのですけれども、小西委員の方からこちらに書かせていただいたような意見も述べさせていただきます。論点整理などで御確認いただければと思ひますので、文言自体はお任せしますが、このような趣旨も御配慮いただければ幸ひです。

○原科座長 どういう表現になりますかね。この部分は余り異論がなかったように私は認識していたのですけれども、「環境レビューにおいて、国際機関が定める国際基準やグッドプラクティスを参照すべきこと」、これはもう既に規定しておりますので、その点はそんなにいったと思ひたのですが。J B I C、J I C Aそれぞれ両方ありますね。

○中委員 原文でも書かれているとは思ひのですが、プロジェクトを実施される国における御事情もあろうかと思ひますので、そういう実施国での法令とかですね。

○原科座長 ほかの部分で書けばよろしいですかね。ここの部分は参照すべき基準とかそういうものですから。カントリーシステムは別途議論いたしますので、そちらで対応できると思ひます。原則カントリーシステムという概念ですね。それはそのとおりだと思ひます。この部分はこれでよろしいですか。

○中委員 わかりました。

○原科座長 それから、千吉良委員から「適合」と「参照」という表現についての御意見をいただいております。

○千吉良委員 これは報告書を読んでの印象みたいになるのですが、要は、「参照」から「適合」に変更しますというところで終わっているのですが、具体的にこれは何を意味しているのかというのをやはりきちんと議論しないと、これは委員会としてはまだ十分な議論がされてないということになるのかなと。

○原科座長 「適合」の中身がわからないということですね。「参照」から「適合」というより進んだ格好になったという認識で、適合していることを確認しようという結論

になったと私は思いますが。だから、「適合」とは何ぞやですね。

○千吉良委員　そうです。「適合」と「参照」で具体的に何がどう違ってくるのかというのがイメージがわからないというところで。

○原科座長　「参照」は、それを見て、そのとおりでなくてもいい。「適合」は、やはりぴったり合っているかどうかの判断ですから、相当厳しい基準だと認識します。

○千吉良委員　そこはイメージの差ということなのか、具体的なアクションとして何か新たに求めていくのかというのが課題としてあるのかなと思っています。

○原科座長　アクションとしては、適合しないとそれなりの措置をとらなければいけないということだと思いますね。おっしゃるとおりです。違いはそこだと思います。

高梨委員、何かありますか。

○高梨委員　全く同じところで、これが現場でどうなるかとなると、またぞろコンサルタントに投げられるのではないかと思うのですけれども、そういったときに、この10のポリシーに適合していることをしっかり確認してそれなりにちゃんと示しなさいということになると、それだけでも物すごく作業が要るのではないかと思います、「参照」からまさに「適合」ということになると、内容が十分吟味されてないと大変大きな作業を求められるのではないかと心配しているので、やはりそこは議論をしっかりした方がいいと思います。

○原科座長　私、新JBICのも時々顔を出しまして議論しましたけれども、新JBICのときはどうでしたっけ。かなりきちんと整理……。

○事務局（杉本）　私が資料を確認した範囲なのですが、新JBICの議論では、OECDのコモンアプローチを踏まえまして「参照」よりは強くなっている。ただ、遵守というか厳守というか、例外なくそれを絶対というような書きぶりにもなっていない。それより少し弱いと言いますか、「参照」よりは上げるけれども「遵守」ではないというところで「適合」という言葉を探って、これでどうでしょうという話だったかと。ホームページに掲載されている資料の中ではそのような説明がなされていたかと思っております。

○原科座長　だからコンプライアンスまでは行かない。ちょっと私の言い方がきつ過ぎたかもしれないですね。そこまでは行かないということです。

○高梨委員　作業的にどのようなことが求められるか。

○福田委員　「適合」とは何ぞやということについては、今の杉本さんの御紹介のとおりだと思っております、「参照」ではないよね、もうちょっと強い表現を使いたいと。しか

し「遵守」とは違ふと。例えばJBICの場合、ガイドラインの第2部の要件は「遵守」ということを基本的には求めるわけですが、それと全く同じレベルのものを求めるという趣旨ではないという前提でお話が進んでいたのかなと思います。OECDのコモンアプローチ自体も例外的なケースがあることは認めていまして、その場合はOECDにきちんと報告するようという規定もありますので、そういう中でこの「適合」という言葉が使われたということだと思います。ただ、現実の業務の中では、JBICの方々は恐らく、特に住民移転とか先住民族への影響ということが出てくる場合には、それに該当する世界銀行の政策、あるいは場合によってはIFCの政策について、それぞれ一つ一つ、それに合致しているのか、していない場合はどうしてなのだとすることを相手と対話していくという意味でこれを新しく「適合」という形で導入していらっしゃるのだと思います。

○原科座長 コンプライアンスというと絶対守らなければいけないけれども、「適合」だからニアリーイコールといいますか、ほぼ満たせばいいというような感じでしょうか。

○高梨委員 それは調査段階、あるいはレポートをつくる段階でどのような規定をされるのかと。

○原科座長 満たしている場合は問題ないですよ。満たしていない場合に、ほぼ満たしていなくてもそれに近くなっていればいいということだと思います。

○高梨委員 その場合も何らかの説明しなければいけないですね。適合しているのです、なぜかといったらこうですということ。

○原科座長 幅があると考えて、我々工学系は常に誤差があると考えますから、ある幅で考えるということだと思います。余りぴしっといかないで。ただ、「参照」だと余りに弱いということですね。

○高梨委員 何か「参照」と余り違いがわからないですけどね。

○原科座長 私は「参照」は余りに弱いという感じを持ちます。

○高梨委員 「適合」と言ったときにですね。

○原科座長 だから、「遵守」まで行かないのだったら、その方向に近ければいいのではないかという。ちょっとアバウトでよくないですか。

どうぞ、清水委員。

○清水委員 済みません、一言だけです。私が記憶しているところだと、「参照」というのは横目で見ることみたいな御説明が新JBICの方の議論ではあったと思うのです。

それで、新J B I Cとしては横目で見ていただけではありませんよ、「参照」と言うとは横目で見ていてというような感じを受けるけれども、それ以上のことを私たちはやっているのですという御説明があったかと思います。参考までに。

○原科座長 ありがとうございます。

今、そちらから、岡崎さんですね。お願いいたします。

○J I C A (岡崎) この言葉の問題は、ここで議論しているだけではなくて、例えばO E C Dの場でもネイティブスピーカーの人たちが **comply** なのか **meet** なのか **refer** なのかということではけんけんがくがくの議論をするような話です。ただ、現在のJ B I Cのガイドラインには、**comply**、すなわち遵守の対象はあります。円借款については、まず当該国の政府などが定めた環境に関する法律とか基準とかに関しては遵守しているかどうかをチェックしなくてははいけない。その次に我々が作業としてやるのは、そのローカルスタンダードは遵守をしていますと。これはある意味では当然ですよ。しかし、ローカルスタンダードに対して国際スタンダードがあつて、そこにギャップがあつた場合に、そのギャップの存在は審査の上では無視しない。一体その国際スタンダードはどうなっているのかということで参照するわけです。そして参照する際にそのギャップが合理的に説明できるのかできないのか。例えば、国際スタンダードで求めていることであっても、プロジェクトが行われるところの四方八方にだれもいないようなところで国際スタンダードを求めるのが本当に適当なのかどうかということになると、我々は、これは国際スタンダードを満たしていないけれどもローカルスタンダードを満たしているからいいじゃないかという判断をするわけです。新J B I Cの方の議論はまさに杉本が説明したとおりで、ある意味では「適合」という言葉を生み出したのだと思うのですが、ただ、新J B I Cのドラフトを見ると、その後かなり例外規定がついています。適切と認める場合にはとか、ギャップがあつて、相手国と対話してその理由を確認して、必要があれば対応策をとるとかですね。ですから、多分ドラフトする場合も、「適合」という言葉の意味もさることながら、適合しなかった場合のことについても書かないと片手落ちになるのではないかなという気がいたします。

○原科座長 そうしますと、この部分は、「適合」という表現は使うと思いますけれども、千吉良委員がおっしゃったように具体的にどう違うかといった論点が残っていると思いますので、その辺がわかるように何か工夫をしましょうか。そんなところでいかがでしょうか。

どうぞ、中山委員。

○中山委員 言葉の話なので余り得意ではないのですが、よくJICAさんとかJBICさんが言う援助の調和化とか、そういうぐらいの話かなという気がするのですがね。いろいろなドナーによって違うのであって、ただその調和を乱してはいけないということなので、何かそのぐらいの感じかなと私は思います。

○原科座長 ありがとうございます。

それでは、このところは今のような、多分余りきちきちした定義はまだできないと。相対的に見て「遵守」と「参照」の中間項で、ちょっと幅があるかもしれないですね。ということで、「適合」に関してはさらに具体的に、岡崎さんがおっしゃったように個別に見ていかないとわからないですから、そういうものも含んでいるのだということがわかるような記述に工夫したいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。では、これはまた学識者の方で相談させていただきます。

次に行きます。17ページ22行目でございます。「これらのことから、改定JICAガイドラインにおいても、環境社会配慮上の要件の遵守を確認するにあたり、当該プロジェクトが世界銀行の10のセーフガード政策に「適合」していることを確認することとする」。今のところと関連しますね。これもあわせて対応したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、ここまでで区切りをつけまして、4.2「案件形成段階」です。17ページ28行目。

○中山委員 では、私が提案しましたので。

これは17回の議論で激しく福田委員とやりあったところございまして、協力準備調査を実施しないで案件をやめるとはいかがなものかということで議論したのですが、表現ですけれども、「協力準備調査はその実施主体が問題となることがある」というのはちょっと言い過ぎではないかと思っていまして、これについては国のお金を使っているわけですから、「効率的にかつ重点的に進める必要がある」というぐらいにトーンダウンしていただきまして、「そこで、協力準備調査を実施するか否か」ではなくて、「の実施に当たり」ぐらいの感じで一般的に表現していただきたいと思います。

○原科座長 今の御提案に対して、議論をした福田委員はどんなニュアンスでしょうか。

○福田委員 私が申し上げたいこともこの中山さんの御提案いただいた中で読める表現を考えていただいたということだと思うので、この表現で構いません。

○原科座長 それでは、中山さんの御提案のとおり修正いたします。

○千吉良委員 ちょっとこの報告書で全体が見えてきたので、ちょっと気づいたことがあるのですが、ここで福田さんと中山さんで協力準備調査自体が環境社会配慮上問題になることがあるというような話が出ていて、これは多分さっき議論した協力準備調査がガイドラインの対象になるかどうかというのと絡んでくる話だと思うのです。上流と下流でつながっているからという議論以外に、調査自体が環境社会配慮に影響を及ぼすかということであれば、ガイドラインの対象になるのは自明の理だと思うのですけれども。それから、福田さんが先ほど4. 1. 5の冒頭で御提案された、環境社会配慮の項目は資金協力のところに移すべきだということですが、調査自体に環境社会配慮に影響を及ぼすものがあるのであれば、それはそういうことにならないのではないかなという気はします。

○原科座長 基本的条件は残した方がいいということですね。

○千吉良委員 はい。

○原科座長 ありがとうございます。

今コメントいただきましたので、そういったことを踏まえて整理いたします。

今の件はいいですね。

次に参ります。同じところかな。これはもういいのかな、そうすると。削除となっている。今、中山委員からの御提案で変更しましたので、北村委員、どうでしょう。削除しなくても、修正すればよろしいでしょうか。

○北村委員 北村でございます。

まさに中山委員からの御提案がありましたので、ここの削除自体はコメントとしては取り下げます。ただ、問題意識としましては、まさにここの議論がありましたように環境社会が問題になるのは本体事業のところ、協力準備調査そのものがけしからんということではないだろうという考えのもとにこういう削除コメントを出させていただいたところでございます。

○原科座長 皆さん、それでよろしいですね。

○福田委員 北村さんにそのようにまとめられてしまうとちょっとひっかかるのですが、まさにここで中山さんに「効率的にかつ重点的に」ということを書いていただいたわけですが、それは非常に大規模な環境社会影響が想定されて、協力準備調査をやってもきちんとした適切な環境社会配慮が期待できないだろうというような案件というのはあり得て、そのような場合にまさに協力準備調査として日本の国民の税金を使ってそのような調査を

やる方がいいのか悪いのかという議論はあり得るということは別に意見としては変わっておりませんで、しかしその趣旨もこの表現で読めるだろうということで賛成させていただいた次第ですので、つけ加えておきます。

○原科座長 両方の趣旨が読めるとなると困るけれどね。

○高梨委員 福田さんのそれ自体が問題になるというのは、ちょっと……、我々の方ではそれを是正するための調査というのが常に念頭にあるものですから、準備調査自体が問題になるようなケースというのはどんなケースを想定しているのですか。ちょっとこの段階であれなのではけれども。

○原科座長 事業自体が問題になるのでしょうか。事業自体を行うことが。

○福田委員 その事業自体が問題、余りに環境影響が大き過ぎて、その調査を行うこと自体にそれほど意義があるとは思われない場合ということですか。

○高梨委員 例えばどんな場合があるのですかね。

○福田委員 ぱっと私が思い浮かぶのは、例えばメコン河の本流にダムをつくるとか、そういうケースですね。

○原科座長 三峽ダムみたいな話も出てくるんじゃないですか。

○高梨委員 しかし、それは調査してみているいろいろ考えるわけですよ。

○福田委員 ちょっと議論になってしまうので、これ以上は……。

○原科座長 どうぞ、フロアの方。

○一般参加者（片山） 私も今カンボジアの水力マスタープラン調査を担当させていただいていますが、そこで実は対象の中にメコン河本流計画もございました。これでどうするかということがあったのですが、S E Aの考えも取り入れて、三峽のダムでは排砂も実施しておりますけれども、カンボジアの場合は非常に平坦な地域なものですから、貯水池にたまった砂をどうやって下流に吐くか、ここの技術的なフィージビリティが現在まだ確認されておられません。そういう理由でマスタープランの対象からは外した経緯がありますが、本流計画だからといって直ちに実施する価値がないというのは問題だと私は考えます。

○原科座長 今の例は余り適切ではないという御意見でしたが、どうですか。

○福田委員 済みません、それを議論する場ではないと思うので、コメントを差し控させていただきます。

○原科座長 今の表現でそれぞれ読めるということだったので、この辺はその表現でいきましょう。これ以上議論すると何をやっているかわからなくなってしまう。

次に移ってよろしいでしょうか。

では、次に参ります。17ページ29行目です。「協力準備調査の実施決定前に、新JICAは、協力準備調査を行おうとする案件の実施国、案件名、案件概要（場所、セクター、規模など）、カテゴリ分類とその根拠を公開する」というところですね。これに対して御意見をいただいております清水委員、どうぞ。

○清水委員 私のコメントは、よくよく読んでみるとその下にある中委員、高梨委員、北村委員の論点と結局一緒なのかなと思ったのですけれども、公開のタイミングについて、この委員会では可能な限り早期の段階でということについては合意ができていますのかなと思いましたが、その旨を書くべきなのではないかというコメントが1点です。

あとはその具体的な公開の期間についてですけれども、いろいろな議論があった中で、最終的に事務局から30日という数字が適切ではないのではないかという指摘があった一方、具体的に公開が可能なタイミングについては政府との協議が必要との発言が事務局からありましたので、その後この検討作業について何か進捗状況、もしくはしていないということも含めてありましたら、インプットいただいた上でまた議論をしたらいいのかなと思いました。

○事務局（天田） 協力準備調査の実施のところにつきまして引き続き政府と御相談させていただいておりますので、可及的速やかにそのあたりを出しまして、また御報告させていただければと考えてございます。

○原科座長 それでは、これは次のところと関係しているから、セットでやってしまいませんか。次の8ページですけれども、「公開期間については、委員から、現行JICAガイドラインと同様、全ての案件について、実施決定の30日前から公開すべきとの提案があった」。ここに関してはお三方から御意見いただいたと思います。順に御説明いただきたいと思います。

○中委員 中でございます。

これは、今、清水委員も言及されていましたが、論点整理の議論のポイントでも、座長からの御発言ということで、30日間とは記載しないもののでできるだけ早い段階で公開するという考え方で整理したいというおまとめであったので、ここで「30日前から」と記載されるのは委員会の議論を踏まえていないのではないのかなと思ひまして、何か別の表現にされたらよろしいのではないかなと思ひました。

○高梨委員 私も全く同じ考えでして、たしかあのときも、事前に実施予定案件を前広に

公表するといえますか、そういう手段を現在とっておられるので、そういうもので代替が可能であれば、せつかく現地政府も望んでいてやってほしいという案件を途中で一たん中断して30日間あけるといようなことではなくて、そのほかの代替手段が十分とれるような話をしていたのではないかと思います、突然「30日前から」という規定が出てきたものですからちょっとびっくりしたのです。趣旨はそういうことで、必ずしも30日と明記すべきではないと思いますので、よろしくをお願いします。

○北村委員 北村でございます。

基本的には前のお2人の委員の方々と同じですけれども、あえて申し上げれば、ここでは提案があったという書きぶりでしたので、削除コメントではなくて、より中立的な記述とする観点から、こういう提案がある一方でこうだというような別の形での意見の加筆をされてはどうかということで、ここでコメントを出させていただきました。

○原科座長 これは直します。済みません。30日前という御提案があったという表現で、今、北村委員がおっしゃったのと同じような趣旨で書いてしまったのですけれども、確かにできるだけ早くということがポイントだと思いますから、「30日間ないしはできるだけ早く」とか、そんな表現に変えます。

○福田委員 済みません、ちょっと皆さんのコメントの趣旨を確認させていただきたいのですが、委員会で合意した内容はできるだけ早い段階であったというのはそうで、それは1つ上の段落の話だと思うのですね。今御議論いただいているのは、委員からかくかくしかじかの提案があったということなので、この委員から提案があったということについて削除するべきだという御趣旨なのでしょうか。これは別に委員会の合意という形では書かれていないので、その趣旨がわからなかったのですが。

○中山委員 では、この両方を書いていただければいいのではないですか。

○福田委員 私もそれで構わないのですが、「できるだけ早く」というのは上の段落を入れていただいた上で、下の段落については北村さんの御提案でよろしいのではないかと思います。

○原科座長 では、上の方に「できるだけ早く」という表現を加えて、下は提案があったと、そういうぐあいに両論併記ということにいたします。

では、次へ参ります。(2)「協力準備調査の調査内容」、18ページ10行目。「T O R案を公開し、外部からの情報提供・意見表明を受け付けるものとする」。高梨委員、お願いします。

○高梨委員 これも、実際のプロセスの中で具体的に外部の方から、TOR、いわゆる調査の仕様書に対してどういう形で貢献できるのかなというのが現実感として私ども非常にはっきりわからないところがありました。こういう懸念がありますよというのを情報提供することは当然あっていいと思うのですけれども、それをTOR案に反映させるというのは、具体的にTOR案のここをこう改正すべきだとかここを変えるべきだというようなところまで意味しているのかどうか。現実になかなかそういうのは無理だと思うのですけれども、そういう面でこの書きぶりで具体的にどういうことが貢献できるのかなというのを確認したいと思って質問しました。

○原科座長 福田委員、続けてお願いします。

○福田委員 私のコメント自体は、その括弧の意味は何なのだろうと思っただけです。

○原科座長 括弧を取れということですね。括弧を取った方がいいのかな。

○福田委員 別を取っても特段意味は変わらないかと思うので、取っていただいた方がよろしいかなと思います。

○原科座長 取った方がすっきりすると。私も本当は括弧は余り好きじゃないのです。では、取ってしまいましょう。これはいいですね。

そうすると、あとは北村委員。

○北村委員 外務省の北村でございますが、このTOR案あるいはこの後出てくるスコーピング案に共通のものかもしれませんが、ステークホルダー、現地の方々との関係は軽視すべきものではないという大前提の上で申し上げれば、そもそも調査の過程で、この有識者委員会でも2回がいいのか3回がいいのかが議論になったステークホルダーとの協議というものがあつたかと思っておりますけれども、それに加えてTOR段階あるいはスコーピング案の段階でもさらにステークホルダー協議をやらないと全体としての環境社会配慮が確保されないのかどうか。そこについては議論を深める必要があると思っておりますし、そもそも今回、きょう産業界の方からいろいろ御意見があつたかと思っておりますが、全体の迅速性を確保するところと環境社会配慮の確保のバランスの中でどこに着地点を見出すのがいいのかについては更に議論する必要があると考えておりまして、こういうコメントを出させていただきます。

○原科座長 意見を受け付けるということは協議ということになるかどうか、私も協議という認識ではなかったのです。協議というと確かに大変だと思いますので、インプットを受けるぐらいの感じで私は考えました。ですから、今、北村委員がおっしゃったようなこ

とでは認識してなかったのです。そのようなことではどうでしょうか。受け付けるということですが。

どうぞ、福田委員。

○福田委員 高梨さんから御質問をいただいているので、お答えしたいと思います。

まず1点は、ステークホルダーからの情報、意見の聞き取りをしてTOR案へ反映させるというのは、これは現在のJICAのガイドラインにもある規定であって、特段新しい提案ではないというのが1点であります。

具体的にどのような提案ということだと、この前、例えばカンボジアの第2メコン架橋のときに、住民移転調査についてこのような調査をしたらよろしいのではないかという御提案をしたりということがありますので、またそれはよろしければ個別に御紹介させていただければと思います。

○高梨委員 それは何かインプットを提供するというだけでは十分ではないかと。

○原科座長 ほとんどこれで変更することはないと思うのですがけれども、安全弁みたいなもので、この段階でインプットがあって、少し変化もあり得るという、そのぐらいの認識なのです。北村委員がおっしゃったように、協議をやったら大変だから、それは当然不可能だと思います。迅速化から言ってもおっしゃるとおりだと思いますから、それはないと思います。そこまでやらない。ただ、公開するだけで意見を受け付けないのもちょっとぐあいが悪いなという感じがしますよね。逆に意見を受け付けるということであれば、そんなおかしな形での情報公開というか、その前に十分そういった意見が出ないような形で通常は公表になると思いますから、実際はめったにそういうことは起こらないと思います。よろしければこれはこの形にさせていただきたいのですが。いかがでしょう。

○清水委員 原科先生が今おっしゃったこの形というのは、今の形ですか。

○原科座長 今の形です。括弧は外しますけれどね。

○清水委員 北村委員が修正案を出されておりますけれども、それについては今話してよろしいですか。その点について1つ質問があるのですけれども。

○原科座長 北村委員のおっしゃったのは違うところかな。私がちょっと間違えたかな。私は下の方を申し上げたので。北村委員は前の方のステークホルダーのことを言っておられるのかな。

○清水委員 済みません、私の発言をこのまま続けさせていただきますと、北村委員の修正を拝見したところ、左の原案と比べて現地踏査というところまでなくなってしまってい

るのです。これについて、何か意図があったのかなかったのかも含めて御説明をお願いいたします。

○原科座長 前半の部分ですね。現地踏査の部分が外れている。これはそういうことなのかどうかということ。

○北村委員 北村でございますが、これはむしろ産業界あるいは事務局の意見を伺えればと思いますが、TOR段階で現地踏査を義務づけるのかどうかということについてコンセンサスがあったかどうか必ずしも認識しておりませんでしたので、ここは深く考えてではないのですが、さらっと消してコメントを出しているところでございます。

○清水委員 事務局の発言という意味で言えば、私が記憶しているのは、私がここで事務局の前で言うのは変だなと思いつつ言うのですけれども、事務局としては、継続案件については実施しない、それから東京からの調査団を必ずしも意味するものではないとおっしゃっていたと思うのですけれども、基本的には現地踏査は行うということが事務局からもあったと思うのです。

○原科座長 そうだったですね。そのように記憶しています。遠くから行かなくても、現場から行けばいいというような。

○事務局（渡辺） 既にこれは御説明したところですが、基本的に現地調査を行うという言い方はしておりませんで、現地調査を行う場合もあるし、例えば既に事務所が情報などを把握していて、もうTORをつくれる場合もあるといったような御説明をさしあげたと記憶しております。

○原科座長 どうでしょう。

○高梨委員 もう一つ混乱の原因は、ステークホルダーというのを私たちは安易に使っているところがあって、ここで相当するのはそれなりに影響を受ける住民なんかのことを念頭に置く場合が普通なのですね。現実にはTORをまさにつくっている段階ではこれはほとんど難しいと思うのです。そうすると、向こうの政府機関、カウンターパート、これも大きな意味でのステークホルダーなのですけれども、前回JICAさんから聞いたのは、そういう人たちとの協議をして、何か環境面に影響があるものについてはTORに反映するというような感じで理解していたのです。そういうことであれば、JICA事務所等で聞いた話をTORに反映するというのは普通やっているのではないかなと思ったのです。

○原科座長 あえて現地住民と書いていなくてステークホルダーという表現にしているのはそういうことですね。

○福田委員 一応 J I C A のガイドラインにはステークホルダーの定義というのがあるのですね。「ステークホルダー」と「現地ステークホルダー」という 2 つの表現が J I C A のガイドラインに出てきて、まず現地ステークホルダーというのは基本的には現地に住んでいる方、あるいはそこで活動している団体のこと。ステークホルダーという表現を使ったときは、それを含むその事業について知見や意見を有する個人や団体と書いてあります。ただ、カウンターパートまでがここに含まれるかという、そういう理解ではないですね。そういう意味ではカウンターパートというのはもろに事業の主体ですから、ステークホルダーというからには、事業主体以外の第三者でその事業について知見を有する人たちということで使われていると理解しています。

○高梨委員 そうすると、この段階でのステークホルダーというのは、まだ対象の住民はわからないでしょう。そうすると、どういう方を念頭に置いているのですか。

○原科座長 NGO なるのですかね。

○高梨委員 NGO しかないですね。

○福田委員 それはいろいろなケースがあると思います。例えば現地で 1 人で活動している NGO ということもあるかもしれないですし、あるいは専門家の方にお話を聞くということもあるでしょうし、それはケース・バイ・ケースになると思います。

○高梨委員 追加的に申し上げますと、それは実際調査段階でやることで十分で、TOR をつくる段階で大学の先生に聞いて歩くなんていうことは余り考えられないし。

○福田委員 何度も申し上げますのですが、これは既に現行の J I C A のガイドラインにある規定であって、別に新しく何かを追加しようということではございません。

○高梨委員 そういうワーディングを含めて言っているのです。だから、既存のあるからそれをそのまま採用していいというわけでもないと思うのですけれどね。

○原科座長 では、中間報告では、今こういうのがあるということなら一応これにしておきますけれども、文言をつくるときにもう一回この件はどういうのがいいか検討いたしましょう。そういう前提でこの形にさせていただくことにいたします。

それでは、次の (3) に参ります。「マスタープランを含む協力準備調査のカテゴリ分類」。18 ページ 33 行目。「新 J I C A はこれらの指摘を踏まえ」という下から 3 行目のところですね。これに関しましては高梨委員から御意見をいただきました。

○高梨委員 これも先ほど出た問題の 1 つなのですから、そういう意味で、福田委員からお話のあったようなステークホルダーというのをある程度共通認識を持っていた方が

いいなとつくづく思うのです。特にマスタープラン段階では、我々実務者からすると、本当にどこまでステークホルダーを限定できるか、あるいはそれを決めることができるかということは、マスタープラン段階では全般的な調査の結果ですので、その段階ではステークホルダーを個別に決めることが非常に難しいという理解でいます。そういう難しい段階においてステークホルダー協議を義務づけるということについては恐らく現場では大分混乱すると思いますので、この辺は少し文言を気をつけた方がいいと思うのです。それを義務づけるということを書くかどうかですね。そこに私どもは懸念を持っています。

○原科座長 これはどうでしたか。ステークホルダーは、今ここに書いておられるように幅広く、NGO等を指すと思うのですけれども、現地政府機関も場合によってはあるかもしれないですが、確かに現地住民というよりもそういうことだと思います。

○高梨委員 そういう形で少し考えていただければ。

○原科座長 ステークホルダーは幅広い定義だということで、やはりガイドラインの最初に定義が要るのかな。今もありますからね。定義をした上で。だから、幅広い概念だということで御理解いただきたいと思いますが、そんなことではいかがでしょう。

○高梨委員 はい。

○原科座長 では、これは文言はこうしますけれども、ステークホルダーの意味はもう一回確認しますが、幅広い、ここに高梨委員がお書きになったようなことだと理解いたします。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 今の高梨さんのコメントに対する御質問なのですが、高梨さんのコメントの最後から2行目の、「ただ、ここで言うステークホルダーが直接影響を受ける住民でなく」となっていて、直接影響を受ける住民を排除している形になってしまっていると思うので。

○原科座長 いや、排除ではないです。

○清水委員 そういうわけでないのであれば結構です。確認だけです。

○原科座長 直接影響を受ける住民がいる場合もありますけれども、多くの場合はなかなか明確にならないのでということですね。

○高梨委員 そうです。

○原科座長 排除ではないということで、それは今確認いたしました。

(4) 「協力準備調査の実施プロセス」。19ページ1行目です。全般。これはさっき

議論したのかな。

○中委員 中でございます。協力準備調査は、せっかく一体になっていますので迅速化を期待しておりますということです。特に時間の問題は、民間企業がなかなかODAに取り組みにくくなりつつあるという要因の1つでもありますので、この辺のところは先ほども述べさせていただきましたが、ガイドライン作成においては御配慮いただきたいということでございます。協力準備調査の適用対象云々というのは先ほど議論させていただきましたので、これは結構でございます。

○原科座長 それでは、迅速化についての記述を1カ所にまとめてきちんと付記しておくというようなことで、全般にかかっているということで認識しておきたいと思います。

もう一つございますが、山浦委員、この部分は。

○山浦委員 今の中委員のお話と全く同趣旨でございます。

○原科座長 わかりました。

それでは、19ページ5行目に参ります。環境社会配慮文書の確認。1番目のところですが、「先住民族の配慮に関する計画」について、「要件として検討内容・計画の必要項目等明確にすべきと考えられます」。これはおっしゃるとおりだと思いますけれども、ということは文章を何か修正した方がいいですか。それとも今後の議論でよろしいですか。

○高梨委員 今後の議論ですね。追加としてどこまで実際やるのかと。さらっとこう書いてあるのですけれども、恐らく現場ではこういうことをしなさいというようなことがある程度ないと、やはりそこは難しいと思います。

○原科座長 日本の場合は余り経験がないのですけれども、海外ではこれは物すごいシビアにやっていますので、そういうもので参考になるものがあると私は思うのです。

福田委員、どうぞ。

○福田委員 高梨さんの御懸念の点は、後ろで先住民族に関する議論というのがされておりました、先住民族配慮計画の内容を世銀のOPを参照した上で、現在の環境アセスメントと同じようにJICAのガイドラインの一部としてこういう内容が含まれることが望ましいというものを規定してはどうかということが32ページに出てきますので、もし何かコメントがあるようでしたら、そちらで議論させていただいた方がいいかなと思います。

○原科座長 高梨委員もそういうことで御了解であれば。

○高梨委員 はい。

○原科座長 わかりました。

それでは、19ページ13行目。③です。これはTOR案ですね。「すでに環境社会配慮文書が策定されている場合には、新JICAは①の確認内容を踏まえ、下記の事項をTOR案に反映させる」。これはいわゆるSAPROFやるような状況だと、私もそう思っ
てこれは書いておりますが。

○高梨委員 確認という意味で。

○原科座長 いいですね。では、そうします。

次は19ページ20行目。スコーピング。この辺は高梨委員御専門なので、たくさん出ていますね。

○高梨委員 一般プロジェクトでは「カテゴリBは必要に応じて」とありながら、もう一つの規定ではマスタープランプロジェクトはカテゴリCを除きステークホルダー協議が義務づけられているという、ちょっと表現で若干矛盾があったのではないかと、この辺を整理していただければということです。

○原科座長 では、これは整理するようにいたします。

○福田委員 済みません、よろしいですか。この点が前のマスタープランのカテゴリ分類の部分の記述と矛盾しているというのはそのとおりでと思います。マスタープランで実際に今カテゴリAのマスタープランについてはステークホルダー協議が義務づけられているわけですが、ステークホルダー協議を義務づけるカテゴリ、要するにどういうプロジェクトについて義務づけるべきなのかということについては、これまでのマスタープランのカテゴリ分類の方法と絡めて若干議論があったところなので、その前のページの18ページの下「マスタープランを含む協力準備調査のカテゴリ分類」という部分と整合性のある形で書き直す必要があるのかなと思います。というのは、その18ページの下記述は最終的にJICAの方で検討していただきたいという内容で終わっておりまして、最終的な結論を見ていないのですね。それを受けた部分なので、ちょっと表現の方法に工夫が要るかなと思います。

○原科座長 これはちょっと今即答ができないので、表現を工夫するというところで。整合性ですね。これはまた御意見をメールか何かでいただければありがたいですね。高梨委員、福田委員、御協力いただければありがたいと思います。お願いします。

その次へ参ります。19ページ26行目。

○高梨委員 これも確認の意味で補足調査と書いたのですが、これもSAPROFをイメージされているのでしょうかということです。

それから、続けて20ページの4行目の件ですけれども、これは①、②、③と番号を振っているのですが若干わかりにくいのですが、この場合はマスタープランはJICAが実施しているということですので、文書もJICAさんがつくったものだと考えるわけですけれども、それを自分で確認してというのは表現としてどうかなということ。

○原科座長 どうぞ、福田委員。

○福田委員 この点はそういう趣旨ではございませんで、マスタープランの結果として今後実際に資金協力につなげていく案件が特定された段階で、その特定されたプロジェクトについて既に環境アセスメントが終わっているとか、あるいは住民移転計画のドラフトがつくられているとかいうこともあると思うので、そういった文書について改めてこの段階でレビューし、F/S段階のTORに反映させてはどうかという趣旨のことです。別にJICAがつくったものをレビューするというものではありません。

○原科座長 私もこの辺はいろいろな御提案いただいて整理しているうちにわけがわからなくなってしまったところがあるから。この表現がよくないのかな。

片山さん、どうぞ。

○一般参加者(片山) 今のマスタープランの段階が終わりまして出てくる案件については、通常はあそこでようやくプロジェクトが特定されて、ある程度、例えば水力案件であれば経済性があるとかいうことがようやく予備的に確認されたという状況。その次にF/Sに進むわけです。F/Sに入ってから本当にEIAとか移転の基本計画を作成する。これがまさに環境社会配慮文書だと思います。一般的なプロセスは、マスタープランではそういう個別の計画の環境社会配慮文書まで行うことは余りないと思います。ただ、特定のある都市計画だとか、あるハイテクパークのマスタープランだとか、対象が決まっている場合にはまた違う面があると思いますけれども、このガイドラインはとにかく全般を扱いますから、そういう点では慎重な文言が必要だと思います。

○原科座長 そうですね。段階的にはそういうことになりますね。

どうぞ、福田委員。

○福田委員 この記述は多分私たちの提案をまとめていただいた部分で、ちょっとわかりにくかったのかなと思うのですが、「①の確認を行い、②または③の規定に従い、TORの見直しを行う」と書いてありますね。この①の確認というのは、選ばれた優先プロジェクトについて、そもそも環境社会配慮に関する文書が既に作成されているのかいないのか、あるいはその内容の概要についてまず確認しましょうと。既にそういうものがあり、その

プロジェクトについてE I Aがたまたまあるというような場合であればこういう調査をして、ない場合にはこういう調査をしましょうというように、そこでもう一回作業内容が分岐するというイメージでここは書いてあります。

○原科座長　そうです。御提案を私なりにまとめたときにちょっとうまくいかなかったもので。

○高梨委員　①、②、③を機械的にまとめておられるところがあって、今、福田委員がおっしゃったのだと、マスタープランはJ I C Aがやっているわけですね。だから、マスタープランの中で環境配慮だとか住民移転というのは普通はやらないものですから、自分で自分の確認なんていうこともなくて、その後のF / Sでしっかりやりましょうという形になるので、そういう面ではこれ機械的に①、②、③をつけているのだと思うのですけれども、自分でわかる内容のことをさらに確認してというのは。マスタープランであればですね。

○福田委員　あくまで、マスタープランからF / S段階に行くときにどのような作業をするべきかという、それはF / Sの対象プロジェクトについてまずはE I Aが作成されているかどうか確認した上で次に進みましょうと、そういう趣旨をここでは申し上げているのですが。

○高梨委員　それはもうJ I C Aさんが自分でやっているの、マスタープランをやったときに環境配慮をやるかやらないか自分で決めて。通常やってないわけですから、確認するも何もないと思うのですね。

○原科座長　福田委員は、マスタープランと関係なく、フィージビリティ・スタディに入る前に……、今おっしゃったのはどういうチェックになりますか。

○福田委員　そういう例がどのぐらい一般的かという議論はあると思うのですが、マスタープランの結果としてF / Sをやりましょうと決めたプロジェクトについて、既にE I A昔に行われていたとか、あるいはほかのドナーが行っていたということはあり得る話だと思うのですね。その部分をまず確認しましょうという趣旨であります。

○高梨委員　ここはJ I C Aがやっている場合のことを書いてあるのでしょうか。

○福田委員　J I C Aはまだマスタープランまでしか行ってないわけですね。フィージビリティ・スタディは行ってないわけですね。環境アセスメントというのはF / S段階で行うのが通常だと思いますので、そのF / S段階の環境アセスメントというのが既に行われているのかいないのかということを確認するという事なので、別にJ I C Aの文書

を確認するという事にはならないと思うのですけれども。

○高梨委員 ここで言っているのは、JICAがマスタープランをやった後、次の段階に進む際にJICAがまた環境社会配慮文書を確認してと書いてある。

○福田委員 フィージビリティ・スタディの対象プロジェクトについて確認するという事ですよね。

○原科座長 そう読めないのかな。①はそういうことですね。対象プロジェクトについて確認するという事なので、今、福田さんが言われたようなことのつもりだったのですけれども、今の高梨委員の御指摘ではそうは読めないと。

満田さん、どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。福田委員の説明の繰り返しになってしまうかもしれないのですが、私も提案者の中に連名させていただいた関係でちょっとクラリファイさせていただければと思います。

ここでの趣旨は、マスタープランで、例えば水資源開発プロジェクトを非常に全国網羅的に数十個にわたって調査した結果、優先プロジェクトとして幾つかの案件が挙げられますよね。その段階で既に既存のEIAなり住民移転計画があるかどうかをチェックして、あるならあるなりにそのレビューまたは追加調査、ない場合は一からF/S段階のEIA調査を実施するという趣旨の提案でございました。

○原科座長 私もそういうぐあいにまとめたつもりです。文章がよくなかったかもしれない。

○一般参加者（満田） その趣旨でよろしく願いいたします。

○原科座長 ①というのは前のページに飛んでしまうので、ちょっとわかりにくいですね。①のところですね、これがまさに対象プロジェクトについてチェックしましょうというところに戻るという意味なのですけれども、これではわかりにくいかもしれないので、これは文章表現を、今お2人が言われた趣旨がもうちょっとわかるように工夫しますので、むしろこう書いたらいいという提案を2人からいただいた方がいいですね。高梨委員と福田委員からそれぞれ。そうしましょう。では、御提案ください。今お話しになったような意味でこれはまとめたつもりで①なんて書いてしまったのですけれども、これはもう一回表現を工夫しましょう。

時間が2時近くになってまた少し焦り出しまして、10ページまで行きたいと思っておりましたが、ちょっと10ページまで入るかどうかわからないのですが、9ページ、下の方、

最終報告書の公開。福田委員からですね。20ページ7行目。どうでしょう。福田委員、お願いします。

○福田委員 協力準備調査の最終報告書の公開を提案させていただいて、この委員会でどのくらいきちんと具体的に議論したかというのは実は余り覚えがないのです。というのは、最後の方の委員会でJICAさんの協力準備調査の報告書の公開の方針について提案というか方針を出していただいて、けんけんがくがくJICAの皆さんとはやったのですが、委員の皆さんと、ではどういうことできましょうというところまで議論が行かなかったかと思っております。最終報告書はこういう形で完成次第速やかに報告していただきたいというのがこちらからずっと提案させていただいている内容なので、もしよろしければ委員の方の間で議論していただいて、もし結論を見るようであれば書いていただきたいですし、もしそれが難しいようであれば、このような提案があったという形で中間報告に盛り込んでいただきたいと思えます。

○原科座長 私は事前に拝見して、これは書き漏らしたかと思って、私はこれはそのとおりだと思ったのですけれども、どうでしたっけ。

○事務局（天田） 論点ペーパーの方から、どういう議論だったか若干御紹介させていただいてもよろしゅうございますでしょうか。

○原科座長 論点ペーパーも少し直しが入りましたね。

○事務局（天田） そうすると少し前のものかもしれませんが、論点ペーパーの中で、論点といたしまして、協力準備調査報告書のところで、NGO2ということで、「当該協力準備調査の最終報告書は、完成後速やかに、かつ少なくとも案件審査前に公開されていなければならない」という御提案をいただいております。これに対しまして事務局からは、「協力準備調査の最終報告書については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律、入札に与える影響等を踏まえ、報告書に含まれる情報の種類・特性に応じて公開の是非およびタイミングを検討する必要がある」ということで当初御説明させていただきまして、議論の途中、事務局からは、協力準備調査の報告書は、本体事業の審議・検討・協議段階が終わる合意文書締結後に原則として公開する、ただしその内容につきまして情報公開法に従って非公開とせざるを得ない部分があることを御了解いただきたいというような御説明をさせていただいて、福田委員がおっしゃられたようにこのあたりはかなり議論があったところだと承知してございます。

○原科座長 そうすると、今おっしゃったことだとこのような表現ではないのかな。どう

なりますか。こういう表現でいいですか。

○福田委員 あのとこの議論の内容を踏まえてこちらから再度修正した形で御提案するとすれば、協力準備調査の報告書から、入札関連の情報、相手実施機関の経営状況等公開するのになじまない情報を取り除いた上で完成後速やかに公開するというのが、現段階でのこちらからの御提案ということになるかと思います。

○原科座長 フロア、どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

私は内容的には福田委員の提案に全く賛成なのですが、ただ、この中間報告書の取り扱い、厳密に細かいことを言えば10月までの議論の中間取りまとめということなので、その点に関しては10月までの議論を踏まえて委員からの提案、それから必要に応じて事務局からのスタンプポジションの説明にとどめて、この公開について、もちろんこの場で議論して合意を見ればそれを記載するという御判断もあるのですが、再度継続的に議論するという方が現実的かなとも考えております。

○原科座長 今回の満田さんのおっしゃったようにしたいと思います。やはり17回目までということなので、こういう提案があつて事務局からもそういう御説明があつたという、双方のものを記録するようにいたしましょう。

では、20ページ8行目。もうしばらくで時間になってしまいますので、もう少しですが。高梨委員、どうぞ。

○高梨委員 今回の両論併記といいますか、書いていただければ、そこに追記的にどういう指針で公開するかというところの議論は十分していなかったような気がいたしますので、そこはぜひこれから詰めたいと思っています。

○原科座長 清水委員はいかがでしょう。

○清水委員 私のこのコメントも福田委員のものと趣旨は一緒ですので、今で結構です。

○原科座長 わかりました。

10ページに参りまして、これは清水委員のご意見の続きですね。これは全部いいですか。今の続きのところは、いろいろありますけれども、この辺を御説明ください。

○清水委員 この辺はちょっと主張になってしまいますので……

○原科座長 今回は入らないと。

○清水委員 はい。また改めて議論するということだと思いますので。

○原科座長 では、これは削除します。

では、20ページ14行目。「これらの提案の内容に関しては、上述のM/Pのカテゴリ分類について疑問が呈せられたほかは、特段の異論はなかった」。北村委員、お願いいたします。

○北村委員 北村でございます。

基本的にこの報告書に余りネガティブなコメントをするのは適当ではないと思ひまして、「一連の提案」と書いてあるところはまさに福田委員ほかNGOの委員の方々から出していただいたところで、これ自体は事実として載せていただくことでもちろんいいのだと思います。ただ、その中身については、今の情報公開の話もそうですし、きょうの冒頭でも申し上げた新JICAと相手国との役割分担に関連して、例えば、新JICAの協力準備調査の中で環境社会配慮文書の策定というのをどこまでみずからやるのかとか、必ずしもそのすべてについて「特段の異論はなかった」ということまでは言えないのではないかと思います。したがって、ここの2行は削除していただいた上で、上の提案は上の提案で載せていただくのがいいと考え、コメントを出させていただいております。

○原科座長 そうすると、「疑問が呈せられたほかは、特段の異論はなかった」というのはちょっと強過ぎるという感じでしょうか。

○北村委員 はい、そうです。

○原科座長 では、「これらの提案の内容に関しては、上述のM/Pのカテゴリ分類については疑問が呈せられるなど、若干の議論があった」というような感じでしょうか。今のニュアンスは。「これらの提案の内容に関しては、基本的には認められたが……」、そういう表現の方がいいのかな。これでいいですか。それはまた逆に過ぎてしまう。

○吉田副座長 両論併記。

○北村委員 そういう意味で色を出さずに申し上げると、ここの2行を切ってしまった方が、NGOの方々の意見と事務局からの意見があつて、全体としては引き続き継続協議という、座長の御意思には反する形になるかもしれませんが、ニュートラルにはなるかと思ひます。

○原科座長 削除の声が高いですか。では、北村委員のおっしゃるようには削除いたします。では、2時をちょっと過ぎましたので、きょうはここまでいたします。

第20回委員会について

○原科座長 それでは、次回は4. 3からということで、あと9ページ半ぐらいでしょうか、続けてまいりたいと思います。次回はお昼を挟みませんのもうちょっと時間を使えますので、多分このペースでいけば何とかいけるとと思います。

改めて予定を申し上げます。

まず、御協力ありがとうございました。皆さんからたくさん御意見をいただきましたので、私の方も随分整理できまして、ありがたいと思っております。

21日の1時半～5時半に、第20回目の委員会を開きます。それから、その委員会の議論を踏まえまして、私は22日は名古屋へ講演に行かなければいけないので使えませんが、23、24の、日、月の休日を、プライベートタイムを使いまして作業をします。大至急、直します。ということで来週にはレスポンスできるようにしたいと思います。それで25日に我々学識者のメンバーでこのことを詰めます。皆さんの御意見にできるだけこたえるようにしたいと思います。その上で26日に最終案を皆さんにお送りします。その直しがちゃんとしたかどうかをもう一回確認していただきたいと思います。今度は19ページにもならないように期待しておりますが、数ページ何かまたあるかもしれませんから、御意見をいただいてということで。そうすると、26日に発信して、数日とって、例えば12月1日ぐらいまでにはフィードバックをお願いするというようなことでよろしいでしょうか。ちょっと急ぎ過ぎかもしれませんが、いいですか。1日までにフィードバックをお願いして、事務局で整理をしていただく。これも2～3日でお願いしていいですね。そうすると、4日か5日ぐらいに次の委員会を開きたいと思います。その場で整理したものに対して答える準備をした上で、1回で済むようにしたいと思います。4日か5日に次の委員会を開いて、その後、完成すれば緒方理事長にお渡しすると、そんな段取りでまいります。

○清水委員 先生、私は来週から、あるいは今週から1日ごろまで出張がございまして、フィードバックの1日というのが難しいもので、例外的に2日とか3日とかにさせていただけるとうれしいのですが。

○原科座長 では、この前みたいに、千吉良さんが少しおくれましたが、あんな格好で、一応1日を締め切りにおいて、お1人は若干おけると。そうすれば作業は早くいきますから。

そうしたら、委員会は5日にしましょう。なるべく時間に余裕を持って5日にしましょう。6日になると、私、今度は日本不動産学会の大会があるのでいないものですから、5

日でいいですか。よろしいですね。では、5日の午前中。私、3時から本学の評議会があるのです。だからそれより前で、午前中なら私は大丈夫ですが、午前中でいいですか。スタートは早目がいいのかな。10時～1時ぐらいまでにしましょうか。1時ぐらいまでなら大丈夫ですか。では、次は10時～1時という感じでいきましょう。私は3時から評議会なので、それでないと間に合わなくなってしまうので。では、5日の10時から1時ということで、そこで1つのけりをつけたいと希望します。これが第21回ですね。小さな直しはその場で確認していただいて、あとは我々に任せていただいて、ファイナルをつかって理事長にお渡しするというにしたいと思います。事務局もそのような日程にしていただいてよろしいですか。——では、そのようにしたいと思います。

ということで、もう事務局の方では大体枠が固まってきたと思いますので、御理解いただいたので、具体的な作業も並行して進めていただいて、なるべく早くガイドラインが出せるようにしていただければと思います。正式にはお渡しした後ですけれども、準備の作業は始めていただいた方が早くいくと思いますので。

そんなことで、あとはガイドライン。新しいものができたら、少なくとも年内にはこのガイドラインの文言のチェックの議論に入りたいと思っています。ですから大変忙しくなりますけれども、よろしくをお願いします。

きょうは御協力ありがとうございました。

○事務局（杉本） 済みません、1つお知らせですが、次回金曜日の委員会ですけれども、場所が竹橋合同ビル、竹橋の9階の講堂になりますので。こちらではございませんので。20回でございます。今週の金曜日です。

○原科座長 第20回の会合、11月21日は、場所は竹橋ですね。本店の9階ですね。

○事務局（杉本） J B I C及びJ I C Aの入っていますビルの9階でございます。よろしくお願ひいたします。

○原科座長 それでは、これできょうのところは終わります。どうもありがとうございました。

午後2時08分 閉会